

6. 防災上必要な施設及び設備の整備状況

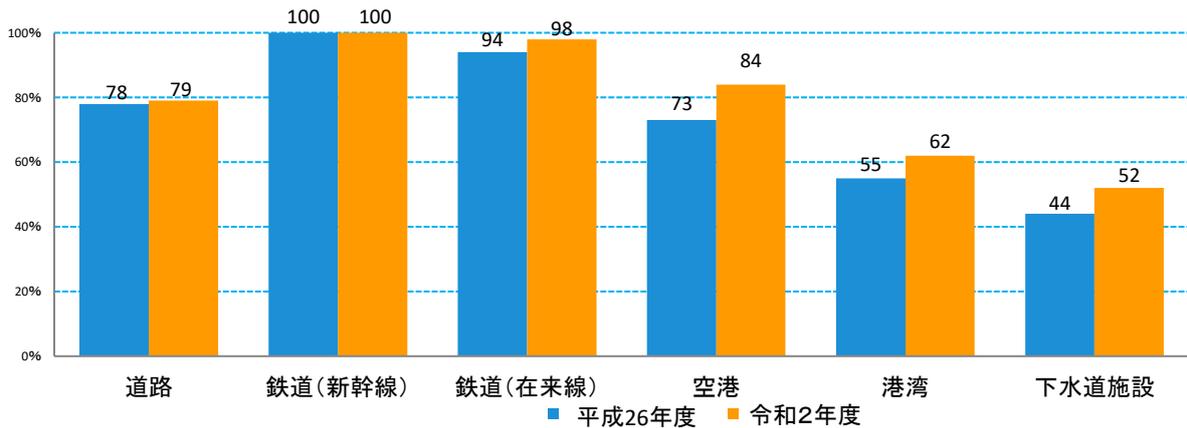
附属資料36 日赤病院・救急救命センター・災害拠点病院数

都道府県	赤十字病院	救命救急センター	災害拠点病院	都道府県	赤十字病院	救命救急センター	災害拠点病院
北海道	10	12	34	滋賀県	3	4	10
青森県	1	3	10	京都府	3	6	13
岩手県	1	3	11	大阪府	2	16	20
宮城県	2	6	16	兵庫県	3	10	18
秋田県	2	1	14	奈良県	0	3	7
山形県	0	3	7	和歌山県	1	3	10
福島県	1	4	8	鳥取県	1	2	4
茨城県	2	6	14	島根県	2	4	10
栃木県	3	5	11	岡山県	2	5	11
群馬県	2	4	18	広島県	3	7	19
埼玉県	3	9	22	山口県	2	5	13
千葉県	1	14	26	徳島県	1	3	11
東京都	4	26	86	香川県	1	3	10
神奈川県	6	21	33	愛媛県	1	3	8
新潟県	1	6	14	高知県	1	3	12
富山県	1	2	8	福岡県	3	10	31
石川県	1	2	10	佐賀県	1	4	8
福井県	1	2	9	長崎県	2	3	13
山梨県	1	1	9	熊本県	2	3	15
長野県	6	7	13	大分県	1	4	14
岐阜県	2	6	12	宮崎県	0	3	12
静岡県	5	11	23	鹿児島県	1	3	14
愛知県	2	23	35	沖縄県	1	3	13
三重県	1	4	17	合計	96	291	756

出典：赤十字病院は、日本赤十字社ホームページを参考に内閣府作成（令和3年3月現在）

救命救急センター、災害拠点病院は、広域災害救急医療情報システムをもとに内閣府作成（令和3年3月現在）

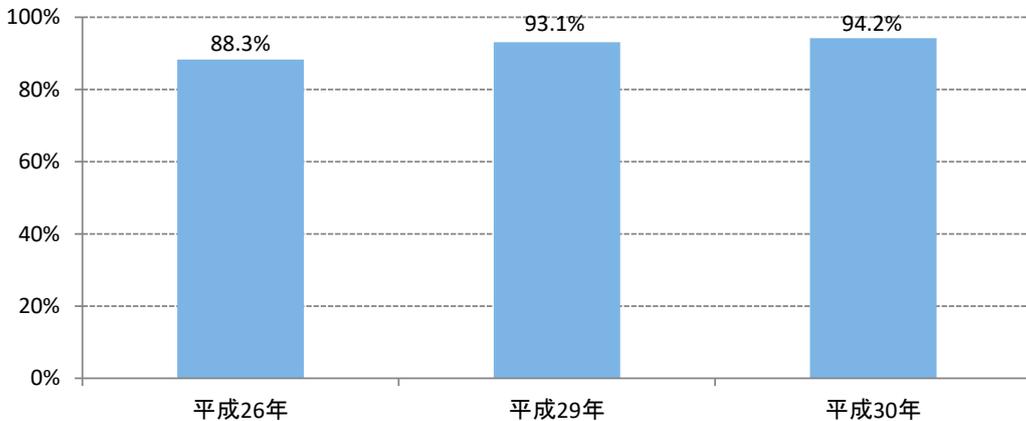
附属資料37 公共インフラ等の耐震化の状況



注) 道路：緊急輸送道路（災害直後から、避難・救助を始め、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路）上に存在する橋梁のうち、損傷のおそれがない橋梁の割合（令和元年度末時点）
 鉄道（新幹線）：高架橋等（左：平成25年度末時点、右：令和元年度末時点）
 鉄道（在来線）：首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の高架橋等（左：平成25年度末時点、右：令和元年度末時点）
 空港：緊急輸送に活用できる空港から100km圏域の人口の割合
 港湾：耐震強化岸壁（緊急物資輸送を目的とする耐震強化岸壁の計画に対する整備済みの割合（重要港湾以上））（左：平成25年度末時点、右：令和元年度末時点）
 下水道施設：重要な幹線等（流域幹線、防災拠点・避難地からの排水を受ける管きょ、ポンプ場・処理場に直結する幹線管きょ、緊急輸送路・軌道下に埋設された管きょ等）（左：平成25年度末時点、右：令和元年度末時点）

出典：国土交通省資料より内閣府作成

附属資料38 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移

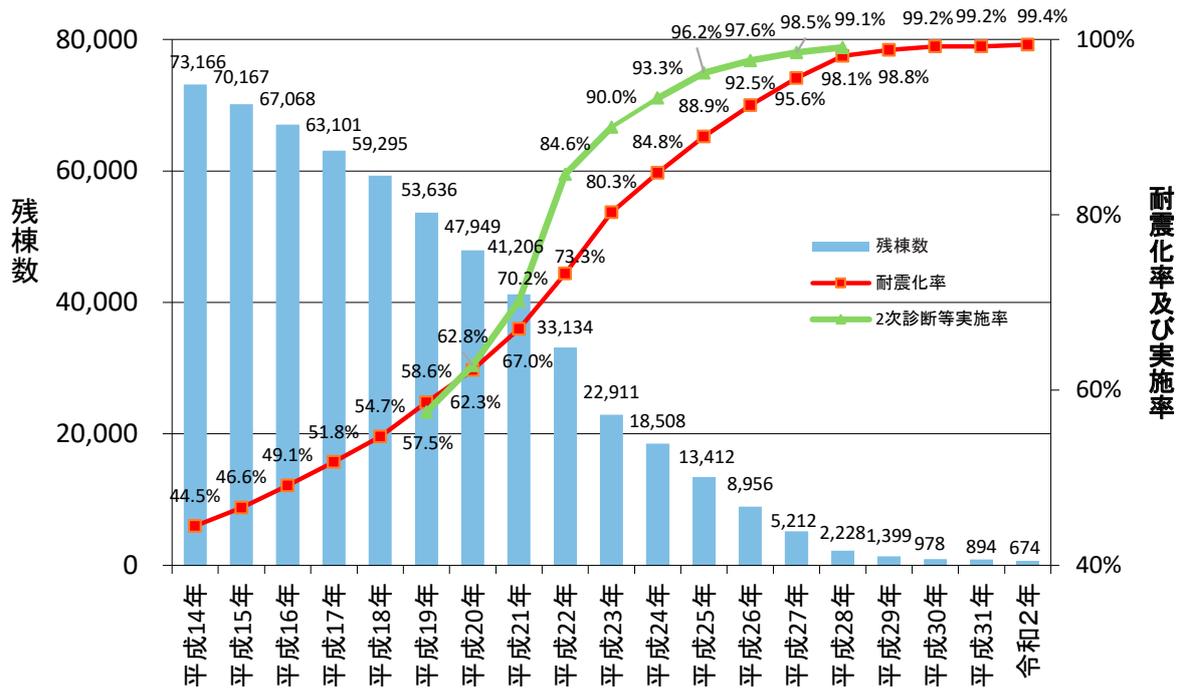


※ 地方公共団体が所有又は、管理している公共施設等（公共用及び公用の建物：非木造のうち、2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物）全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点（防災拠点）となる施設を右記の基準に基づき抽出し、集計・分析。

- <防災拠点となる公共施設等の分類基準>
- ① 社会福祉施設……………全ての施設
 - ② 文教施設（校舎、体育館）…指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
 - ③ 庁舎……………災害応急対策の実施拠点となる施設
 - ④ 県民会館・公民館等……………指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
 - ⑤ 体育館……………指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
 - ⑥ 診療施設……………地域防災計画に医療救護施設として位置付けられている施設
 - ⑦ 警察本部、警察署等……………全ての施設
 - ⑧ 消防本部・消防署所……………全ての施設

出典：総務省「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」（令和2年7月）

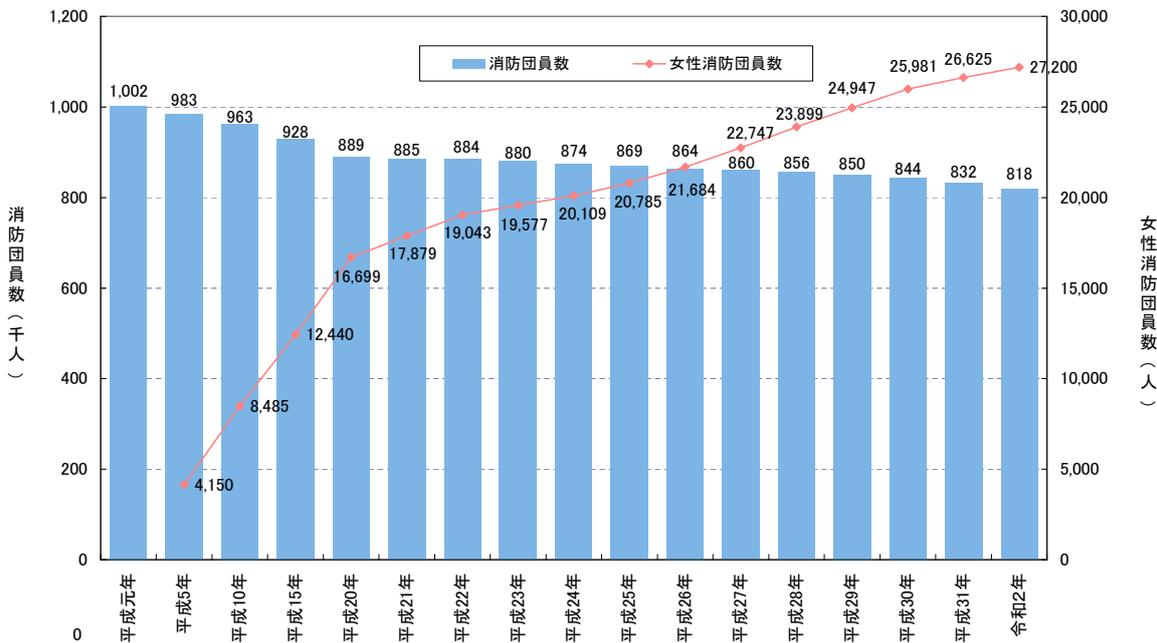
附属資料39 公立小中学校施設の耐震化の状況



出典：文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について」(令和2年8月)

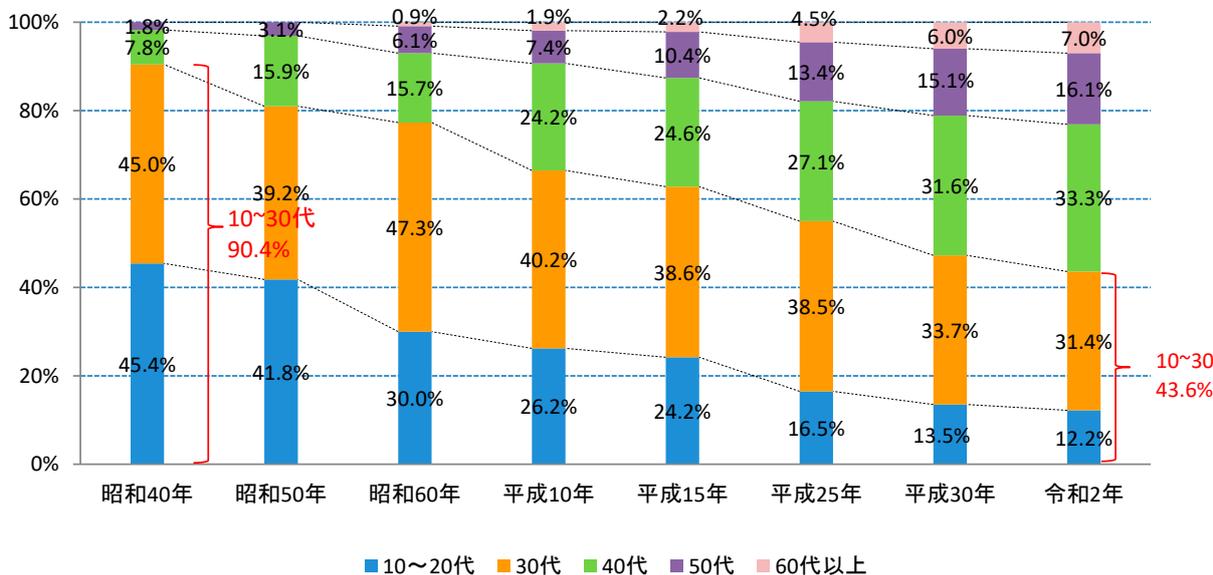
7. 防災業務に従事する人員の状況

附属資料40 消防団員数の推移



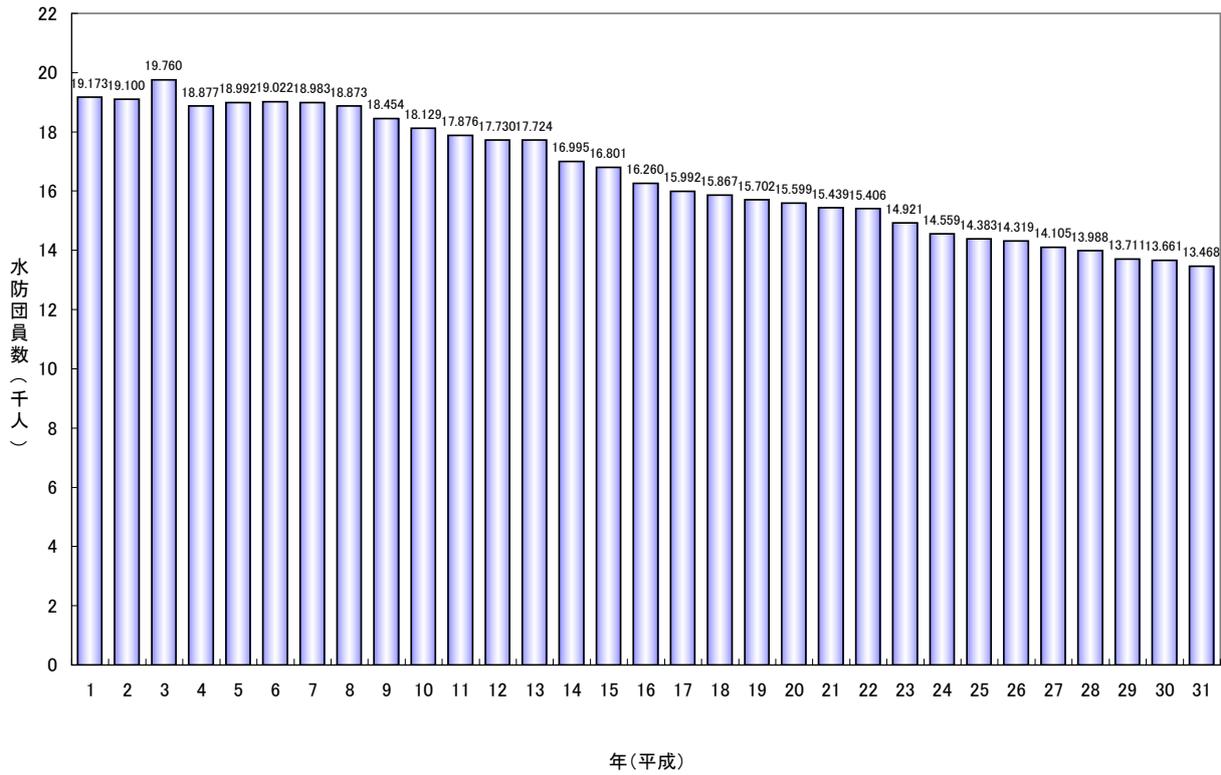
(注) 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県北鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計。
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より内閣府作成

附属資料41 消防団員の年齢構成比率の推移



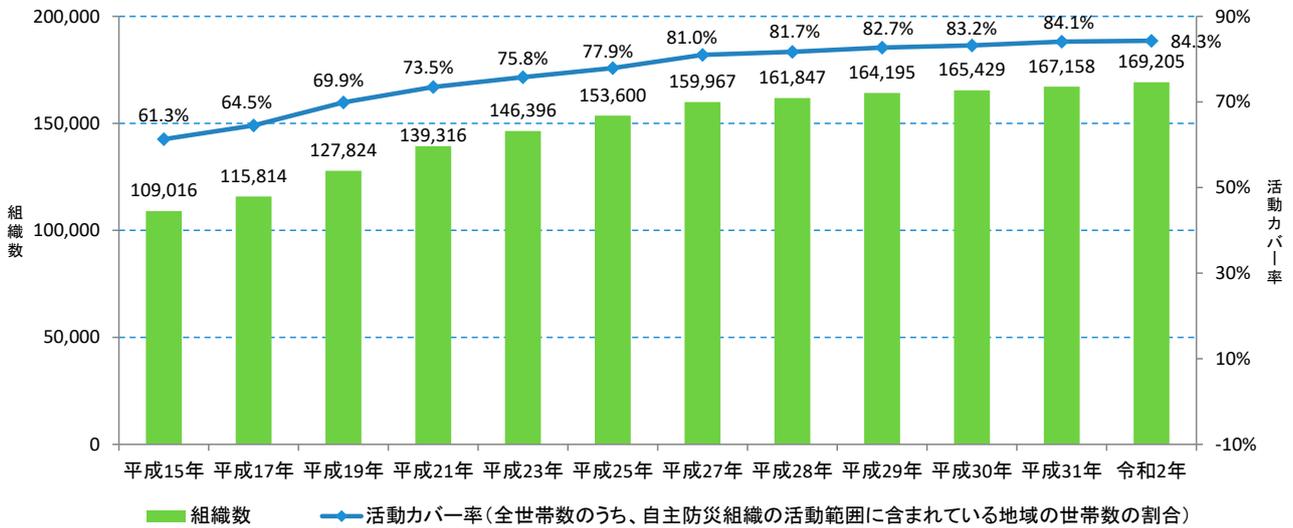
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より内閣府作成

附属資料42 水防団員の推移



※専任水防団数
出典：国土交通省資料

附属資料43 自主防災組織の推移



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、各年4月1日現在

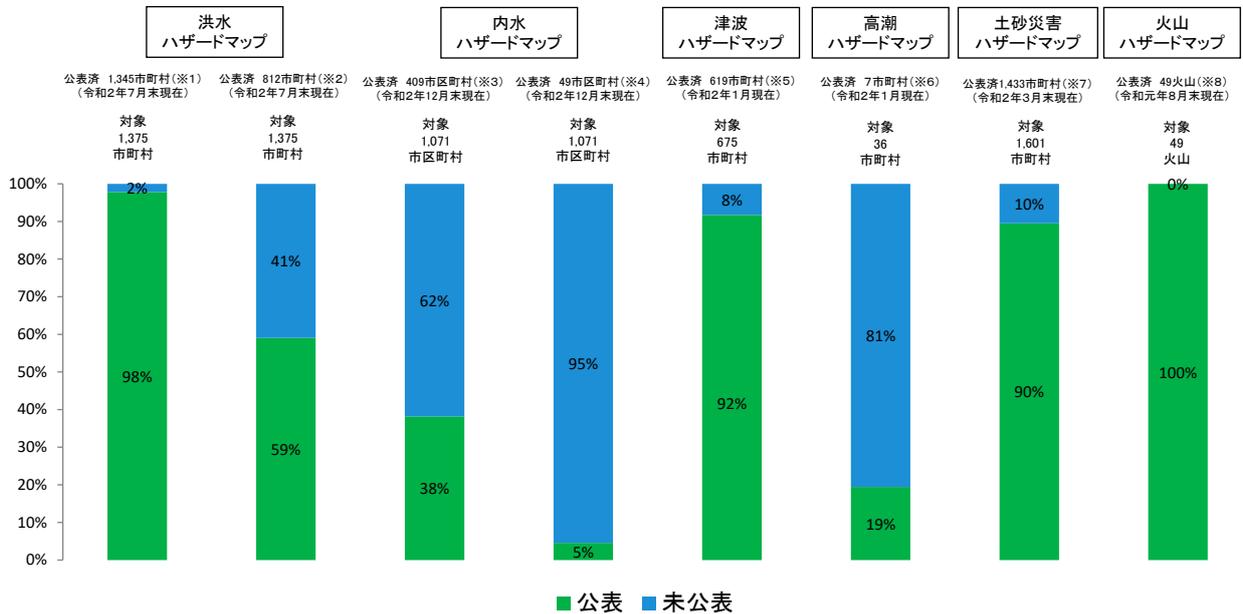
附属資料44 地方防災会議の委員に占める女性委員の割合（都道府県別、令和2年）

	都道府県防災会議			市町村防災会議		
	委員総数 (人)	うち女性委員 (人)	女性の比率 (%)	委員総数 (人)	うち女性委員 (人)	女性の比率 (%)
北海道	67	4	6.0	3,845	129	3.4
青森県	60	11	18.3	730	40	5.5
岩手県	76	15	19.7	1,093	98	9.0
宮城県	58	9	15.5	823	60	7.3
秋田県	61	4	6.6	717	71	9.9
山形県	62	8	12.9	1,044	65	6.2
福島県	54	9	16.7	1,099	52	4.7
茨城県	52	7	13.5	1,244	103	8.3
栃木県	56	11	19.6	637	61	9.6
群馬県	48	6	12.5	991	90	9.1
埼玉県	73	8	11.0	2,035	262	12.9
千葉県	53	9	17.0	1,534	180	11.7
東京都	74	9	12.2	2,163	245	11.3
神奈川県	57	12	21.1	984	122	12.4
新潟県	76	14	18.4	887	54	6.1
富山県	68	11	16.2	519	34	6.6
石川県	70	7	10.0	459	26	5.7
福井県	56	3	5.4	456	42	9.2
山梨県	64	6	9.4	604	53	8.8
長野県	78	15	19.2	2,019	139	6.9
岐阜県	61	12	19.7	937	79	8.4
静岡県	58	4	6.9	1,056	90	8.5
愛知県	69	5	7.2	1,476	153	10.4
三重県	60	5	8.3	876	87	9.9
滋賀県	60	14	23.3	510	53	10.4
京都府	66	15	22.7	750	64	8.5
大阪府	59	7	11.9	1,358	144	10.6
兵庫県	56	8	14.3	1,294	136	10.5
奈良県	61	8	13.1	849	78	9.2
和歌山県	55	8	14.5	603	43	7.1
鳥取県	67	27	40.3	386	54	14.0
島根県	72	29	40.3	591	50	8.5
岡山県	58	8	13.8	499	91	18.2
広島県	59	3	5.1	800	58	7.3
山口県	60	7	11.7	622	70	11.3
徳島県	81	38	46.9	558	50	9.0
香川県	60	8	13.3	425	52	12.2
愛媛県	61	5	8.2	478	34	7.1
高知県	60	6	10.0	793	84	10.6
福岡県	61	4	6.6	1,297	213	16.4
佐賀県	70	20	28.6	364	49	13.5
長崎県	68	14	20.6	690	47	6.8
熊本県	57	7	12.3	1,708	124	7.3
大分県	58	5	8.6	518	45	8.7
宮崎県	55	9	16.4	689	48	7.0
鹿児島県	63	10	15.9	1,134	58	5.1
沖縄県	54	7	13.0	601	43	7.2
計	2,932	471	16.1	45,745	4,023	8.8

(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」（令和2年度）より作成。
2. 原則として4月1日現在。

8. 各種施策の状況

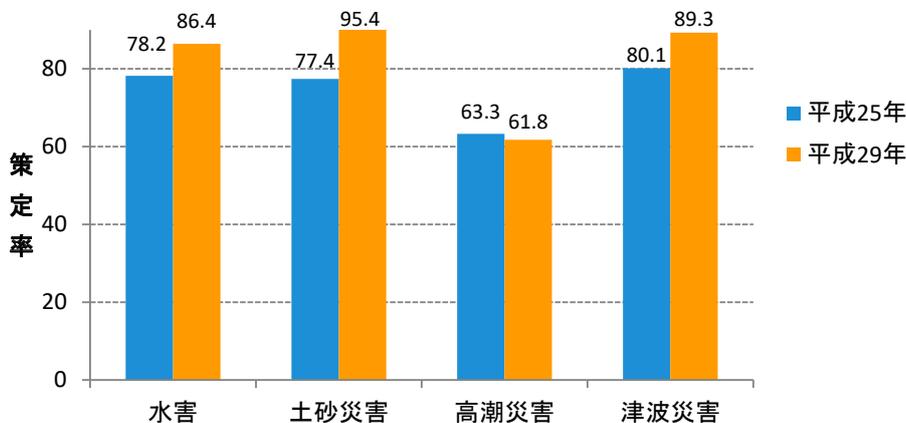
附属資料45 ハザードマップの整備状況



出典：国土交通省の資料より内閣府作成（火山ハザードマップは内閣府資料）

- ※1 水防法第14条に基づき洪水浸水想定区域が指定された市町村のうち、水防法第15条第3項に基づきハザードマップを公表済みの市町村（特別区を含む）
- ※2 想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップを公表済みの市町村（特別区を含む）
- ※3 下水道による浸水対策が実施されている市区町村のうち、既往最大降雨等に対応した内水ハザードマップ等公表済みの市区町村
- ※4 下水道による浸水対策が実施されている市区町村のうち、想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ等公表済みの市区町村
- ※5 沿岸市町村及び津波防災地域づくり法第8条に基づく津波浸水想定に含まれる内陸市町村のうち、津波ハザードマップを公表済みの市町村
- ※6 水防法第14条の三に基づき高潮浸水想定区域が指定された市町村のうち、水防法第15条第3項に基づきハザードマップを公表済みの市町村
- ※7 土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定の市町村のうち、土砂災害防止法第8条第3項に基づく、ハザードマップ公表済みの市町村（特別区を含む）
- ※8 活火山法第4条に基づき火山防災協議会が設置された火山のうち、協議事項として定められた火山ハザードマップが公表済みの火山

附属資料46 災害が想定される市区町村における避難勧告等の発令基準の策定状況



※市町村によって想定される災害が異なるため、策定率については、災害種別により母数が異なる。
 出典：消防庁「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況等調査結果」より内閣府作成

附属資料47 市区町村の住民に対する避難の指示等の伝達手段

年	防災行政無線		農協・漁協等の通信施設 (有線を含む)	広報車による巡回	サイレン	半鐘	報道機関	自主防災組織を通じて	メール	その他
	戸別受信方式	同報受信方式								
平成15年	1,748 54%	2,126 66%	591 18%	2,942 92%	2,537 79%	698 22%	675 21%	1,065 33%	— —	1,106 34%
平成16年	1,731 55%	2,095 67%	559 18%	2,864 92%	2,463 79%	659 21%	663 21%	1,064 34%	— —	1,106 35%
平成17年	1,365 56%	1,670 69%	449 19%	2,254 93%	1,927 80%	525 22%	642 27%	942 39%	— —	925 38%
平成18年	1,118 61%	1,349 73%	362 20%	1,739 94%	1,487 81%	414 22%	666 36%	887 48%	— —	781 42%
平成19年	1,125 62%	1,350 74%	343 19%	1,722 94%	1,462 80%	383 21%	718 39%	939 51%	— —	800 44%
平成20年	1,117 62%	1,348 74%	323 18%	1,713 95%	1,455 80%	358 20%	750 41%	987 55%	— —	829 46%
平成21年	1,118 62%	1,361 76%	311 17%	1,702 95%	1,440 80%	345 19%	782 43%	1,015 56%	— —	830 46%
平成22年	1,096 63%	1,333 76%	289 17%	1,647 94%	1,383 79%	324 19%	811 46%	1,033 59%	— —	830 47%
平成23年	1,006 62%	1,240 77%	248 15%	1,530 95%	1,271 79%	270 17%	787 49%	1,002 62%	— —	806 50%
平成24年	1,086 62%	1,340 77%	245 14%	1,644 94%	1,357 78%	285 16%	848 49%	1,129 65%	— —	955 55%
平成25年	1,097 63%	1,377 79%	219 13%	1,648 95%	1,347 77%	276 16%	878 50%	1,154 66%	— —	998 57%
平成26年	1,112 64%	1,398 80%	206 12%	1,651 95%	1,334 77%	256 15%	925 50%	1,169 67%	— —	1,049 60%
平成27年	1,128 65%	1,412 81%	192 11%	1,659 95%	1,317 76%	238 14%	975 56%	1,193 69%	— —	1,093 63%
平成28年	1,145 66%	1,426 82%	178 10%	1,654 95%	1,282 74%	219 13%	993 57%	1,204 69%	— —	1,078 62%
平成29年	1,157 66%	1,443 83%	169 10%	1,651 95%	1,277 73%	208 12%	1,028 59%	1,212 70%	— —	1,081 62%
平成30年	1,170 67%	1,450 83%	155 9%	1,651 95%	1,256 72%	195 11%	1,046 60%	1,203 69%	883 51%	972 56%
平成31年	1,181 68%	1,466 84%	149 9%	1,658 95%	1,255 72%	182 10%	1,070 61%	1,211 70%	1,070 61%	990 57%
令和2年	1,192 68%	1,469 84%	141 8%	1,653 95%	1,250 72%	170 10%	1,098 63%	1,233 71%	1,207 69%	1,036 60%

出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

附属資料48 都道府県間の応援協定に基づく応援回数と民間機関等との応援協定の締結状況

年	都道府県間の相互応援協定に基づく応援回数		民間機関等との応援協定の状況													
			放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
	回数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数	締結先 団体数合計	団体数
平成15年	23	6	288	47	347	31	191	37	148	39	400	37	711	34	124	19
平成16年	4	2	288	47	359	33	218	39	165	41	474	39	828	36	134	23
平成17年	13	8	304	47	362	32	221	43	178	42	504	40	873	40	182	31
平成18年	5	2	301	46	370	33	241	44	201	40	587	43	992	42	212	37
平成19年	0	0	304	46	337	34	272	43	211	41	778	43	1,196	44	317	36
平成20年	12	1	306	46	400	36	316	45	239	43	818	45	1,294	46	461	39
平成21年	5	1	314	46	399	36	339	44	247	43	857	45	1,364	46	546	41
平成22年	24	5	329	47	393	36	420	45	254	43	1,590	46	1,431	45	676	42
平成23年	18	4	318	44	373	33	472	43	235	41	1,568	43	1,357	44	676	39
平成24年	25	6	334	47	395	36	495	46	291	44	1,825	46	1,461	47	931	46
平成25年	29	8	360	47	419	38	575	47	317	46	1,913	47	1,558	47	1,178	46
平成26年	28	6	351	47	445	40	703	47	374	46	2,360	47	1,672	47	1,299	46
平成27年	24	6	343	47	454	39	893	47	382	46	2,397	47	1,694	47	1,515	46
平成28年	19	5	352	47	461	40	970	47	438	46	2,626	47	1,795	47	1,751	47
平成29年	16	5	351	47	438	40	1,065	47	477	47	2,648	47	1,754	47	1,898	47
平成30年	10	5	349	47	457	41	1,272	47	514	47	3,392	47	1,850	47	2,384	47
平成31年	14	5	364	47	467	41	1,415	47	561	47	3,461	47	1,998	47	2,893	47
令和2年	24	7	383	47	476	41	1,576	47	627	47	3,531	47	2,028	47	3,147	47

出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

附属資料49 市区町村の応援協定の締結状況

年	市区町村数	都道府県内の市区町村が参加している応援協定数	市区町村間の相互応援協定締結市区町村数
平成15年	3,213	1,459	2,363 74%
平成16年	3,123	1,527	2,306 74%
平成17年	2,418	1,502	1,771 73%
平成18年	1,843	1,408	1,457 79%
平成19年	1,827	1,512	1,471 81%
平成20年	1,811	1,625	1,656 91%
平成21年	1,800	1,725	1,646 91%
平成22年	1,750	1,778	1,571 90%
平成23年	1,619	1,738	1,476 91%
平成24年	1,742	2,254	1,645 94%
平成25年	1,742	2,920	1,650 95%
平成26年	1,742	3,419	1,697 97%
平成27年	1,741	3,642	1,705 98%
平成28年	1,741	4,013	1,699 98%
平成29年	1,741	4,280	1,698 98%
平成30年	1,741	—	1,701 98%
平成31年	1,741	—	1,708 98%
令和2年	1,741	—	1,708 98%

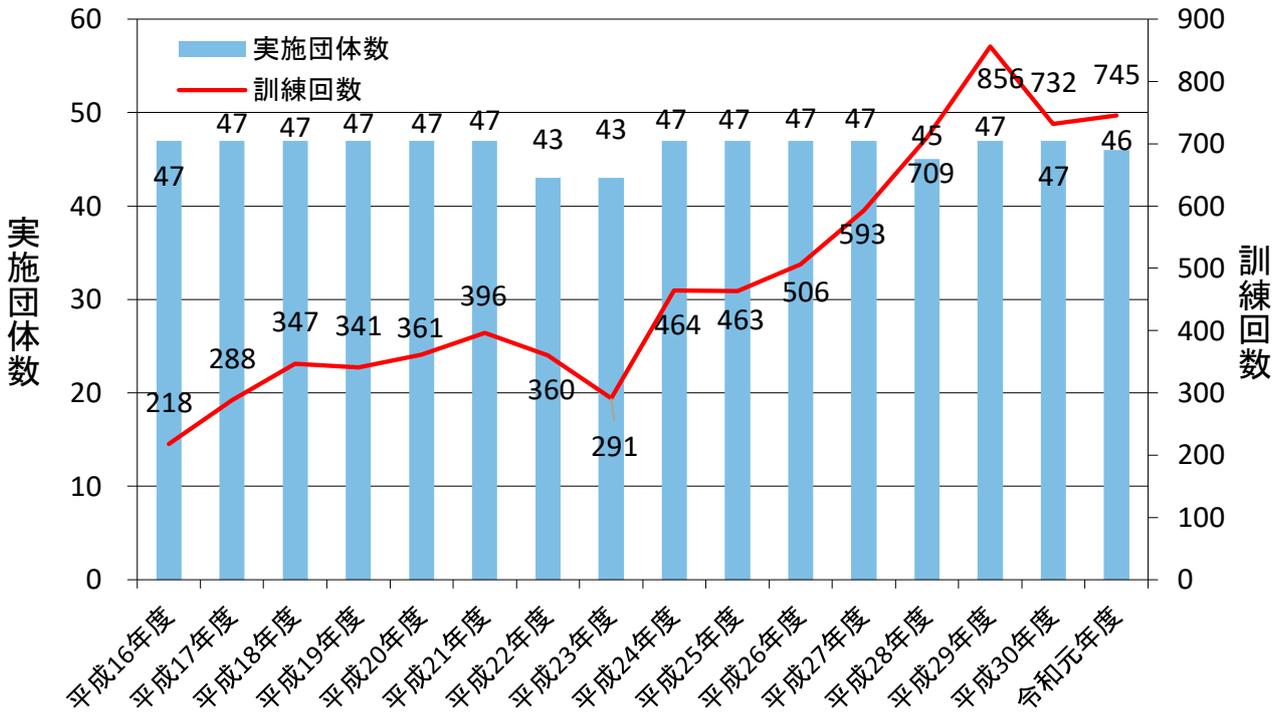
出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

附属資料50 市区町村の民間機関等との応援協定等の締結状況

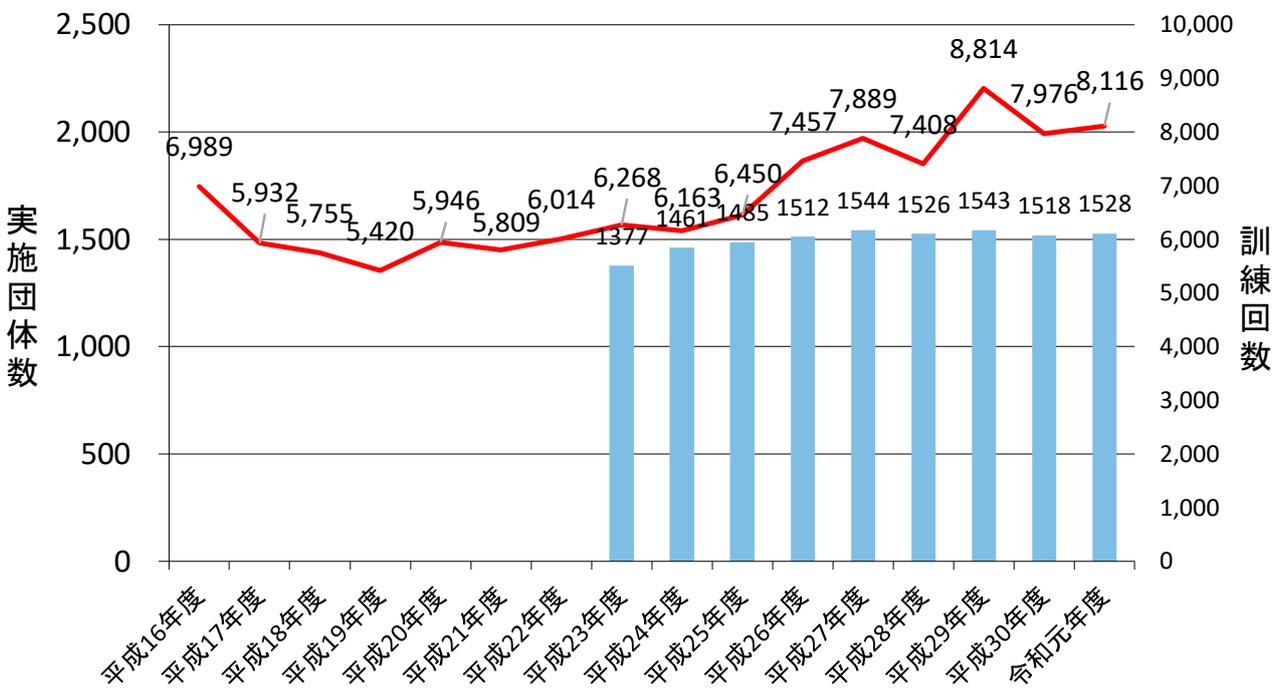
年	放送協定		報道協定		救急救護協定		輸送協定		災害復旧協定		物資協定		その他	
	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数	団体数	応援回数
平成15年	150	10	22	2	726	4	253	2	392	21	562	7	334	6
平成16年	171	20	20	2	713	4	260	2	445	18	589	5	361	5
平成17年	191	50	27	2	647	6	271	15	445	39	583	17	376	9
平成18年	225	38	18	2	574	10	267	3	451	24	619	8	401	2
平成19年	275	35	24		596	7	292	2	662	23	794	6	484	9
平成20年	315	62	33		619	2	319	5	813	35	936	17	510	5
平成21年	362	48	33		658	3	355	2	979	35	1,060	33	559	11
平成22年	378	35	35		683	6	376	3	1,052	42	1,125	22	580	8
平成23年	376	107	36	2	645	17	386	109	1,066	548	1,118	226	579	57
平成24年	437	59	41	3	719	19	462	48	1,242	167	1,309	123	684	54
平成25年	495	81	58		778	3	519	9	1,318	42	1,412	20	743	6
平成26年	554	59	66		827	2	602	3	1,360	131	1,466	40	800	17
平成27年	609	50	83	1	869	34	719	3	1,408	62	1,500	31	809	15
平成28年	636	48	101	1	921	43	811	6	1,451	41	1,526	44	810	25
平成29年	676	108	116	1	948	2	870	14	1,454	49	1,543	40	821	11
平成30年	708	140	117		981	31	925	10	1,478	213	1,561	56	826	276
平成31年	731	100	135	1	1,007	54	958	20	1,492	1,020	1,577	107	837	37
令和2年	783	114	173	2	1,039	72	1,009	30	1,520	598	1,586	99	863	52

出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

都道府県の防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移

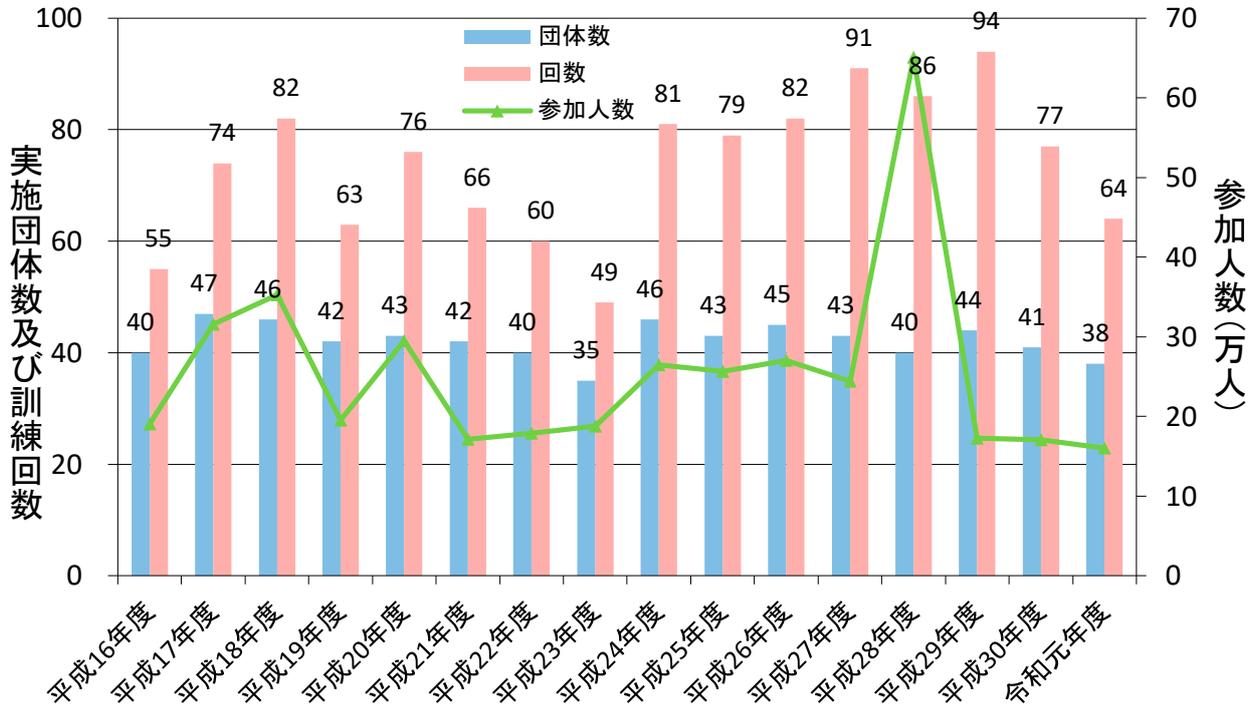


市区町村の防災訓練実施団体数及び訓練回数の推移

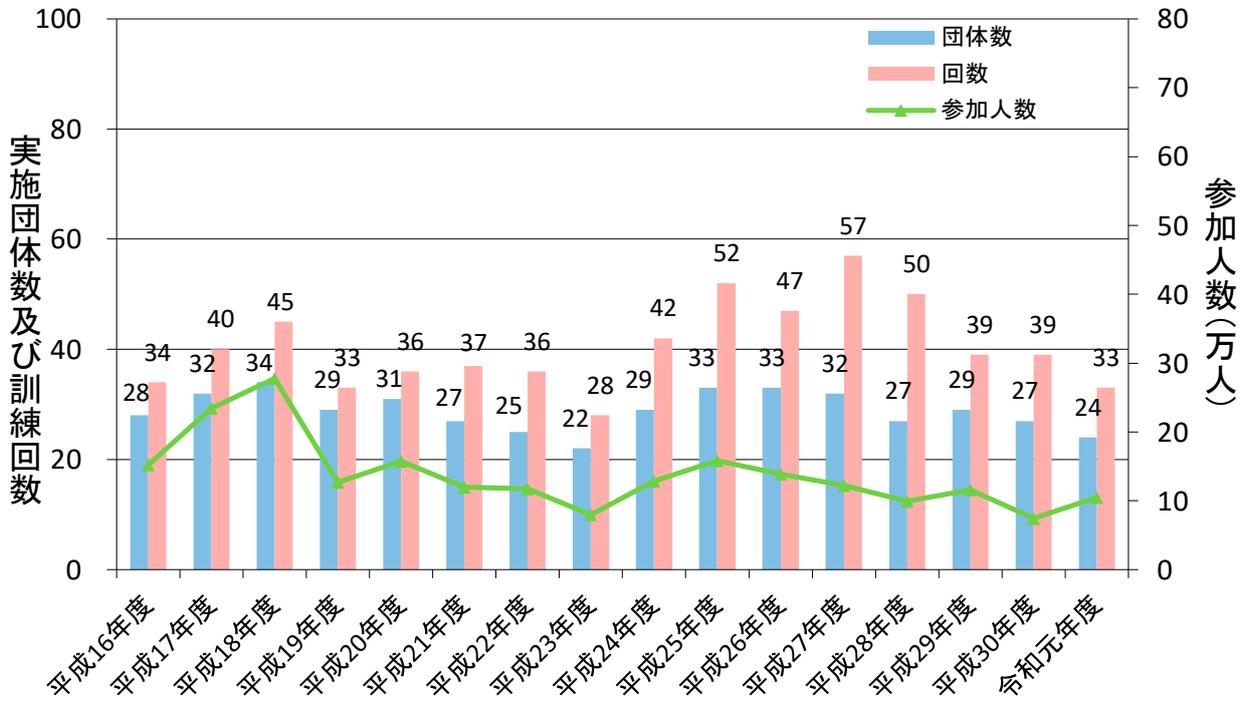


出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

都道府県の震災訓練実施団体数、訓練回数及び参加人数の推移（総合訓練）



都道府県の震災訓練実施団体数、訓練回数及び参加人数の推移（広域支援を含んだもの）



出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

附属資料53 津波対策の実施状況

(単位：延長距離＝km)

年	団体数	海岸線		津波浸水 予想地域 の指定有	地域防災 計画への 記載有	避難路		避難地		津波防波堤	
		有	無			路線数	団体数	設置数	団体数	延長距離	団体数
平成15年	3,213	1,014	2,199	401	812	1,700	108	5,355	311	1,631	204
平成16年	3,123	984	2,139	420	799	1,817	104	5,609	306	1,535	204
平成17年	2,418	806	1,612	374	465	2,099	111	6,442	316	1,472	180
平成18年	1,843	666	1,177	367	299	3,066	107	6,830	286	1,233	149
平成19年	1,827	667	1,160	374	384	2,297	108	7,307	292	1,231	143
平成20年	1,811	659	1,152	417	393	2,593	118	7,647	297	1,105	133
平成21年	1,800	655	1,145	424	353	2,674	118	7,919	307	1,042	125
平成22年	1,750	648	1,102	439	385	2,757	118	8,396	304	1,025	123
平成23年	1,619	609	1,010	425	357	2,448	106	7,448	276	787	93
平成24年	1,742	646	1,096	492	379	4,058	130	12,110	323	886	107
平成25年	1,742	646	1,096	539	383	5,054	139	16,238	361	905	104
平成26年	1,742	646	1,096	576	403	5,591	155	19,405	380	848	96
平成27年	1,741	646	1,095	603	431	6,176	166	22,589	410	841	97
平成28年	1,741	646	1,095	612	444	6,086	174	23,263	418	913	93
平成29年	1,741	645	1,096	623	483	9,414	179	23,481	425	959	98
平成30年	1,741	645	1,096	626	500	10,058	184	23,285	414	967	101
平成31年	1,741	645	1,096	628	525	10,279	187	24,331	432	1023	101
令和2年	1,741	645	1,096	630	538	10,683	187	26,040	432	1,004	101

出典：消防庁「地方防災行政の現況」より内閣府作成

9. 我が国の国際協力の状況

附属資料54 各府省庁における国際協力に関する事業一覧

省庁名	事業名称	相手国／対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他対応する 予算措置があれば 令和元年度 予算額 (百万円)	担当部署名
内閣府	内閣府と米国FEMAとの連携	米国	平成26年12月に締結され、令和元年12月に更新された、内閣府とFEMA間の協力覚書に基づき、令和2年12月に日米防災協力ビデオ会議を実施した。	—	内閣府(防災担当) 参事官(普及啓発・連携担当)付
	日米緊急事態管理ワーキンググループ	米国	平成24年に設置された「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の下に設置された「緊急事態管理ワーキンググループ(EMWG)」において、平成25年より定期的に情報共有や意見交換、訓練等への相互招待を行い、原子力防災体制に係る連携を深めている。令和2年度は感染症流行下における防護措置や訓練、専門人材育成についてのオンラインによる技術意見交換会を3回開催した。		内閣府政策統括官(原子力防災担当)付
	内閣府と仏国内務省との原子力防災に係る協力	フランス	平成27年5月に締結した原子力防災に係る協力に関する覚書に基づき、「原子力事故発生時の緊急事態・管理分野における協力委員会」の開催、同国の関係機関との意見交換や訓練の相互招待を行っている。令和2年度は原子力災害対応中の感染防護対策等について遠隔での意見交換を行った。		内閣府政策統括官(原子力防災担当)付
	原子力総合防災訓練視察の対応	関係国や地域、国際機関	各国の原子力防災に係る情報共有と知見交換を目的とし、国外の協力関係のある国や地域、国際機関を原子力総合防災訓練に招待し、意見交換を行っている。(なお、原子力総合防災訓練については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、令和2年度内の実施を見送った。)		内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 原子力規制庁長官官房総務課国際室
総務省	中南米等における地上デジタルテレビジョン放送方式の導入及び普及に関する技術調査	エクアドル、チリ、ペルー	地上デジタルテレビジョン放送を活用した防災システムであるEWBS(緊急警報放送システム)の普及に係る調査、技術支援及び実証試験を行うとともに、導入への働きかけを行った。	25	総務省国際戦略局国際協力課
消防庁	国際消防防災フォーラム	主にアジア諸国	主としてアジア圏内の国を対象に、消防防災能力の向上に資するため、我が国の消防技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを平成19年度から開催している。	3	消防庁国民保護・防災部参事官付
	日韓消防行政セミナー	韓国	平成14年の日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会、「日韓国民交流年」を契機として、両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を積極的に行うことにより、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図ることを目的とした日韓消防行政セミナーを両国で相互に開催している。	1	消防庁国民保護・防災部参事官付
	消防庁とベトナム公安省との消防分野における協力	ベトナム	平成30年10月に締結した消防分野における協力覚書に基づき、同国の関係機関と意見交換を行い、消防用機器等の規格・認証制度構築を始めとする、同国の防火安全性向上に対する協力を行う。	—	消防庁予防課
外務省	IAEA緊急時対応能力研修センター(CBC)の運営	IAEA加盟国(IAEA)	2012年12月に、外務省とIAEAの間で署名された、「緊急事態の準備及び対応の分野における協力に関する日本国外務省と国際原子力機関との間の実施取決め」に基づき、2013年5月に、福島県に「IAEA緊急時対応能力研修センター(CBC)」を指定。IAEA職員が常駐。同センターでは、放射線に関する緊急事態への対応に必要な資機材が保管され、緊急事態時に活用される他、年に数回程度、海外や国内政府関係者、自治体関係者への研修が行われている。	28.1	外務省 軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室
	日トルコ防災協力	トルコ	平成29年、30年の日トルコ首脳会談を踏まえ、平成30年12月に防災協力に関する覚書に署名。防災分野における各種研修・ノウハウ共有等を実施し、年次協議において意見交換や進捗状況の確認を行っている。	—	外務省中東アフリカ局中東第一課
	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)	ODA対象国のうち128か国(令和3年度公募時)	外務省・独立行政法人国際協力機構(JICA)及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)・国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が共同で実施し、我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施する事業。研究分野の一つである防災分野では、2020年度までに、20か国で28案件が実施されている。	(外務省) JICA運営費交付金の内数 (文部科学省) JST運営費交付金の内数	外務省国際協力局事業管理室 文部科学省科学技術・学術政策局参事官(国際戦略担当)付
	日本の国際協力NGOとの連携を通じた防災協力・災害復旧支援	被災国	(1) 日本NGO連携無償資金協力(N連)を通じた開発途上国における防災協力、ジャパン・プラットフォーム(JPF)(注1)を通じた緊急人道支援・災害復旧支援、(2) アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)(注2)を通じたアジア太平洋地域における国際防災ネットワークの構築・緊急人道支援を行っている。 (注1) 国内外で大規模な自然災害や紛争が発生した際に、日本のNGO・経済界・政府の三者が協働して緊急人道支援に取り組む枠組。 (注2) 我が国NGO主導の下、アジア太平洋地域の大規模自然災害・防災対策に対し、同地域におけるA-PAD加盟国のNGO・経済界・政府の三者が協働して取り組むための国際防災ネットワークの構築を目指す枠組。	(1) 無償資金協力の内数 (2) A-PADへの任意拠出金 94.6	外務省国際協力局民間援助連携室
	緊急援助物資供与	被災国	海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府等からの要請に応じ、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じて、被災者の当面の生活を支援するために必要な緊急援助物資の供与を行っている。令和2年度には、4月に発生したフィジーにおけるサイクロン被害に対するテント・ポリタンク等物資の供与を始め、10カ国への支援(計10件)を実施した。 ※令和3年2月末時点。	JICA運営費交付金の内数	外務省国際協力局 緊急・人道支援課
国際緊急援助隊の派遣	被災国	海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府等からの要請に応じ、国際緊急援助隊を派遣している。令和2年度には、モーリシャス沿岸における油流出事故に対し国際緊急援助隊・専門家チームを派遣し、1次隊、2次隊及び3次隊の計3チームを派遣した。 ※令和3年2月末時点。	JICA運営費交付金の内数	外務省国際協力局 緊急・人道支援課	

省庁名	事業名称	相手国／対象国 (対象機関)	協力事業の概要	その他対応する 予算措置があれば 令和元年度 予算額 (百万円)	担当部署名
文部科学省	アジア・太平洋地域の国々 で災害関連情報を共有する 「センシティブアジア」プロ ジェクトの推進	アジア・太平洋地 域の28カ国／地 域・17国際機関	アジア・太平洋地域の災害管理に資するため、我が国が主導して実施する、衛星を活用した災害関連情報を共有する活動。28カ国・地域の94機関及び17国際機関が参加（令和3年2月現在）。	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発 機構運営費交付金 の内数	文部科学省研究開発 局宇宙開発利用課宇 宙利用推進室
	地球規模課題対応国際科学 技術協力プログラム (SATREPS)	ODA対象国のう ち128カ国（令和 3年度公募時）	外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）・国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）においては、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施。研究分野の一つである防災分野では、2020年度までに20カ国28課題が実施されている。	(外務省) JICA運営費交付金 の内数 (文部科学省) JST運営費交付金 の内数	外務省国際協力局事 業管理室 文部科学省科学技 術・学術政策局参事 官（国際戦略担当） 付
農林水産省	国際的山地流域強靱化事業	フィリピン、ペルー (国連食糧農業機 関)	森林の整備・保全等による山地流域の強靱化に向けて、災害時のリスク評価や管理に係る課題の調査や分析、教材開発や研修を通じた能力開発、リスク緩和技術の実証等優良事例の収集やワークショップの開催を支援。	52	林野庁計画課海外林 業協力室
	森林技術国際展開支援事業	ベトナム、ミャン マー、インドネシ ア	民間企業等の海外展開の推進に向け、途上国における災害発生状況や森林による防災・減災対策の実施状況等の情報を収集・整理するとともに、我が国が持つリモートセンシング技術等を活用した途上国の森林の防災・減災等の機能強化に資する手法の開発等を実施。	57	林野庁計画課海外林 業協力室
国土交通省	防災協働対話	ベトナム、ミャン マー、インドネシ ア、トルコ	平成25年より、相手国の防災課題と日本の防災技術をマッチングさせるワークショップを実施。	40	国土交通省水管理・ 国土保全局河川計画 課 国土交通省総合政策 局海外プロジェクト 推進課
	地球規模の地理空間情報管理 に関する国連専門家委員 会（UN-GGIM）を通じた 国際協力	関係各国等	地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会（UN-GGIM）において、防災作業部会（WG-Disasters）の共同議長として、災害や災害リスク情報を共有するための地理空間情報分野の技術の活用を推進。	—	国土交通省国土地理 院企画部国際課
	ニュージーランド土地情報 庁（LINZ：Land Information New Zealand）との協力	ニュージーランド	地殻変動が大きい両国の測量技術の連携を強化するため、日・ニュージーランド科学技術協力協定のもとに2020年11月10日に協力文書を取り交わした。今後は、双方の技術を活かして防災・減災を支援するとともに、地殻変動の把握・正確な位置情報の提供に欠かせない測量技術の高度化に向けた取組を進める。	—	国土交通省国土地理 院企画部国際課
	天然資源の開発利用に関す る日米会議（UJNR）地震 調査専門部会	米国	地震災害軽減技術の確立に資することを目的に、日米両国政府の地震に関する調査研究機関の研究者等が会し、最新の研究成果について報告・議論を実施。令和4年に米国で開催予定（2年ごとに日米交互に開催）。	—	国土交通省国土地理 院地理地殻活動研究 センター研究管理課
	「世界津波の日」の普及啓 発（濱口梧陵国際賞）	関係各国	「世界津波の日」制定を機に、津波防災等の沿岸防災技術分野で顕著な功績を挙げた方を対象とした濱口梧陵国際賞（国土交通大臣賞）を平成28年度に創設。令和2年11月4日の授賞式では、今村 文彦 東北大学災害科学国際研究所長、Costas Synolakis 教授 南カリフォルニア大学（米国）及びアチエ津波博物館（インドネシア）の2名1団体が受賞。	—	国立研究開発法人海 上・港湾・航空技術 研究所 港湾空港技術 研究所
	水災害・リスクマネジメント 国際センター（ICHARM）	ユネスコ等	水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）は、ユネスコのカテゴリー2センターとして世界の水災害による被害軽減に向けて、研究・研修・情報ネットワーク活動等を積極的に実施した。具体的には降雨流出氾濫モデル（WEB-RR1モデル）等の開発と現地実践、リスクマネジメント等の研究開発、防災学修士コース及び博士コースの運営等のほか、ユネスコや世界銀行等の資金を活用した技術協力・国際支援等を実施した。	—	国立研究開発法人土 木研究所
気象庁	世界気象機関（WMO）を 通じた国際協力	WMO加盟国等	気象庁は、WMOのアジア地区における気象情報サービスの要として、国際的なセンター業務を数多く担当するなど中心的な役割を果たしている。また、気象庁の多くの職員が専門家としてWMOの活動に貢献している。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国連教育科学文化機関 （UNESCO）を通じた国際 協力	UNESCO加盟国 等	気象庁は、UNESCO政府間海洋学委員会（IOC）の枠組みで、関係国と協力した北東アジア域の海洋、海上気象データの収集、解析、提供に加え、北西太平洋域で発生した地震による津波の情報提供等を行っている。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国際民間航空機関（ICAO） を通じた国際協力	ICAO加盟国等	気象庁は、ICAO主催の会合に参加し、航空気象業務の国際的な統一基準の策定や高度化の検討に参画している。また、ICAOの指定を受けて国際的なセンター業務を担当し、世界の航空機の安全運航に貢献している。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
	国際的な研究計画等との連 携	関係各国	気象庁では、各国と協力して国際的な研究計画を進めており、特に地球温暖化問題については、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の活動に対し、昭和63年の設立以来、評価報告書の執筆等に参画している。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
	開発途上国への人材育成支 援・技術協力	関係各国	気象庁は、開発途上国を対象に、気象業務改善のための集団研修を国際協力機構（JICA）とともに実施している。また、開発途上国等からの要請に応じ、職員を専門家として派遣したり研修生を受入れたたりしている。	—	気象庁総務部企画課 防災企画室
海上保安庁	北西太平洋地域海行動計画 （NOWPAP）海洋環境緊 急時準備・対応に関する地 域活動センター（MERRAC） 事業への参画	韓国、中国、ロシ ア	海上保安庁は、NOWPAPのうち海洋環境緊急時準備及び対応にかかる拠点であるMERRACの事業に参画し、日本海及び黄海等における海洋環境の保全を近隣諸国と進めるとともに、関係機関との合同油防除訓練や毎年開催される定例会合等を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携を図っている。	0.4	海上保安庁警備救難 部環境防災課
防衛省	コープ・ノース21におけ る日米豪共同訓練等	米国、オーストラ リア	日米豪が実施する共同訓練であり、人道支援・災害救援活動に係る訓練を実施した。	—	防衛省防衛政策局訓 練課

出典：内閣府及び各省庁資料をもとに内閣府作成

附属資料55 技術協力プロジェクト事業における防災関係の事例（令和2年度）

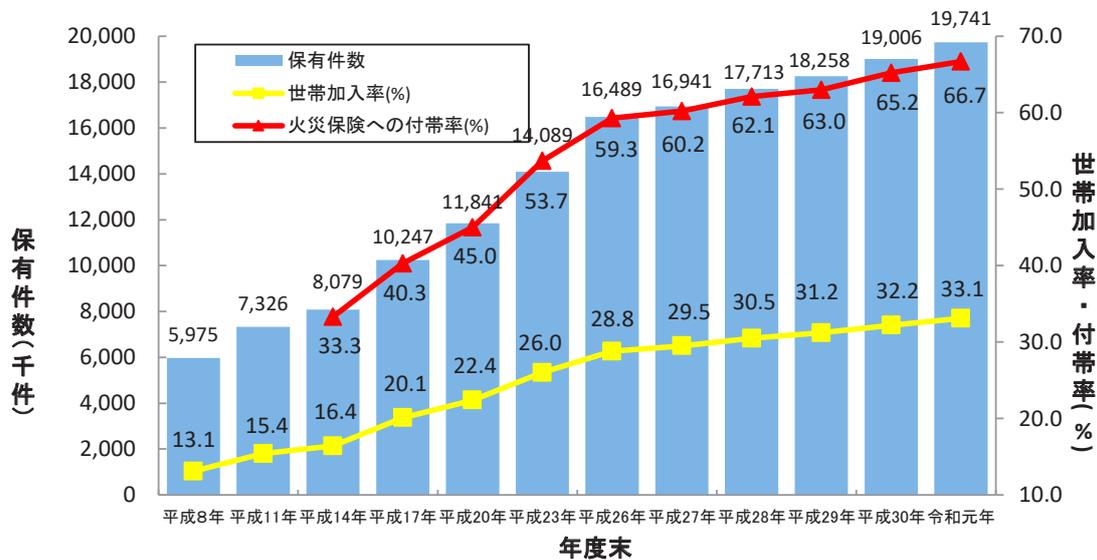
国名	協力年度	事業名	協力概要
フィリピン	2017-2021	フィリピンにおける極端気象の監視・情報提供システムの開発（科学技術協力）	雷、気象及び雲立体構造の監視システムの構築、マニラ首都圏における外挿手法による極端気象及び台風強度の短時間予報技術の開発、防災関係機関への情報提供を行うためのソフトウェア開発を行う。
フィリピン	2018-2022	ダバオ市治水対策マスタープラン策定プロジェクト	ダバオ市を流れるダバオ川、マティナ川、タロモ川流域において、総合治水対策マスタープラン（3河川の外水対策、市内の内水対策、高潮対策を含む）の作成及び優先事業に対するフィージビリティ調査を実施する。
フィリピン	2020-2023	高品質な気象観測・予報・警報情報能力強化プロジェクト	地上気象観測システムの維持管理能力向上や定量的降水量推定・降水ガイダンスの開発等を行うことにより、高品質な観測・予報・警報及び情報を提供する能力の強化を図り、もってこれらの情報が気象災害軽減のために国レベルと地方レベルにおいて広く活用されることに寄与する。
タイ	2018-2022	産業集積地におけるArea-BCMの構築を通じた地域レジリエンスの強化（科学技術協力）	タイの産業集積地において、水害リスクを解析して評価する手法の開発、自然災害によるビジネスインパクト分析の手法の開発、特定の産業集積地におけるArea-BCMの運営体制の確立、国内外にArea-BCMを展開するための研修・訓練プログラムの開発を行うことにより、タイの産業集積地においてArea-BCMを展開・運用する手法の確立を図る。
ベトナム	2018-2021	気象観測及び洪水早期警報システム運営能力強化プロジェクト	気象観測機材の保守点検及び校正能力の向上、無償資金協力によって導入した2台の気象レーダーから得られるレーダーデータの解析・品質管理能力の向上、大雨・台風に関する監視・予報業務の能力向上、情報伝達能力の向上などを行うことにより、防災関連機関及び住民に、より正確で即時性の高い気象情報の提供を図る。
ミャンマー	2015-2020	ミャンマーの災害対応力強化システムと産学官連携プラットフォームの構築プロジェクト（科学技術協力）	ミャンマー国教育省傘下にあるヤンゴン工科大学では、災害脆弱性の変化を随時予測するシナリオ解析システム及びそれを基盤とする災害対応力を強化するための一元的災害対応システムの開発・構築を計画すると共に、これらシステムを政府関係機関や産業界への普及を図るため、産学官連携のプラットフォームを立ち上げを計画している。これらシステムの研究開発、研究開発に必要な人材育成及びプラットフォーム立ち上げの支援を行い同国における災害対応力強化を図る。
中米地域	2015-2020	中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2	地震、洪水、火山災害など共通した自然災害のリスクを抱える中米6ヶ国（エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）において、コミュニティの防災能力の向上による災害に強い社会を築くことを目的として実施した「中米広域防災能力向上プロジェクト」の成果を踏まえ、全国展開のための行政組織の能力強化、体系化されたコミュニティ防災の持続的普及体制の強化などを支援するとともに各国の経験を中米地域での共有体制の構築を支援し、地域全体の防災能力の向上を目指す。
ミャンマー	2019-2022	気象観測・予報能力強化プロジェクト	ミャンマー気象局の気象観測機器の保守管理及び気象データの解析処理技術を改善し、より効果的な予報の発出を通じて、災害被害低減を目指す。無償資金協力で整備した3台の気象レーダーを始めとした気象観測機器の成果との相乗効果を図る。
トルクメニスタン	2017-2021	アシガバット市地域における地震モニタリングシステム改善プロジェクト	アシガバット市地域において、地震観測・強震観測システムの整備、震度・震源・地震の規模の迅速な決定及びパイロット地区における震度の推定のためのシステム構築を通じ、地震観測及び地震ハザード評価に関する能力向上を図り、地震観測データと地震ハザード評価の結果を適用した地震リスク評価の実施と地震防災計画の策定に寄与する。
アルメニア	2019-2022	クライシス・コミュニケーション及び防災啓発能力向上プロジェクト	クライシス・コミュニケーションに係る標準作業手順書の整備とそれに基づく訓練の実施、研修教材・研修計画の整備と研修の実施等を通じ、適時に正しい緊急情報を伝えられるよう、アルメニア非常事態省及び国内メディアのクライシス・コミュニケーションの強化を図る。
バングラデシュ	2015-2021	災害リスク削減のための建物の安全性強化促進プロジェクト	住宅公共事業省公共事業局を対象とし、建物の安全性向上のための人材育成体制の強化を図り、終了プロジェクトで作成した耐震診断・設計・施工監理能力向上のためのマニュアルを活用することで、バングラデシュの建物の安全性を改善し、都市部の公共建築物の被災リスク軽減を図る。
バングラデシュ	2016-2022	都市の急激な高密度化に伴う災害脆弱性を克服する技術開発と都市政策への戦略的展開プロジェクト（科学技術協力）	ダッカ市において、主鉄筋コンクリート造建築を対象とし現地の部材や構造様式に適した建物診断手法・補強方法の研究及びその適用戦略の提言を行うことにより、建物の構造的強靱性を向上させ技術開発とその効果的な実装を促進し、もってバングラデシュ国内の建物構造的脆弱性を低減させ、都市の地震に対する安全性の向上に寄与する。
バングラデシュ	2020-2024	包括的河川管理に係る計画策定能力強化及び技術適応サイクル構築プロジェクト	対象河川（ジャムナ川など大河川やマタムフリ川など中小河川）において、バングラデシュの河川特性に応じた構造物の設置・維持管理を行うための知識ツールの開発とそれを通じた知識・ノウハウの習得、包括的な河川整備・管理計画に係る策定手法の導入により、多様な河川に対するシステムティックな制御・計画管理の方法の確立を図る。
バングラデシュ	2020-2024	地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト	コックスバザール県、シュナムガンジ県、フリグラム県における2郡をパイロット活動対象地として、気象に起因する災害を主たる対象として地方防災計画を策定し、計画された事業実施のための予算を獲得するための支援を行い、全国的に地方防災計画が展開され、実施される体制の強化を図る。
ネパール	2016-2021	ネパールヒマラヤ巨大地震とその災害軽減の総合研究（科学技術協力）	ヒマラヤの地震空白域において将来発生しうる地震の推定、カトマンズ盆地の地盤特性を精査し、地震観測網の充実化を通じたリモート監視体制の強化と地震分野の人材育成を目標とする。
パキスタン	2016-2021	防災人材育成計画プロジェクト	2007年に設置された国家防災庁（NDMA）の能力強化を目的として、NDMA傘下の研修機関である国家防災研究所（NIDM）における防災人材育成の実施体制を強化し、同国内の防災行政機関の人材の防災関連知識・実施能力の向上に寄与する。
スリランカ	2018-2021	土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト	スリランカ国内において、土砂災害リスク評価に基づく早期警戒体制の構築、土地利用計画概念の導入等を行うことにより、スリランカの非構造物対策能力の向上を支援する。
スリランカ	2020-2024	流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト	スリランカの主要都市であるコロンボ市を含むケラニ川流域をパイロット地域として、地方防災計画の策定及び中央政府機関事業申請書の防災の視点導入に係る項目の改善等を通じて、スリランカにおける防災主流化を促進するシステム作りを支援する。
スリランカ	2018-2022	コロンボ都市圏雨水排水計画策定プロジェクト	コロンボ都市圏において、都市排水・内水対策の整備計画の策定及び優先事業の選定・調査を実施する。

国名	協力年度	事業名	協力概要
フィジー	2020-2024	防災の主流化促進プロジェクト	災害に脆弱なフィジーにおいてハザード評価能力の向上、地方防災計画策定・普及及び中央政府の防災事業の実施促進体制の整備を行うことにより、国家災害管理局（NDMO）の防災活動の実施及び促進能力の強化を目指す。
バヌアツ	2018-2021	地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト	無償資金協力で整備した観測網を含む地震及び潮位に係る観測ネットワークの強化、データの解析能力の向上、並びに防災情報の発信及び警報発令能力の強化を通じて、バヌアツ気象・地象災害局（VMGD）及び国家災害管理局（NDMO）から関係機関及び住民に対する地震・津波・高潮に関する防災情報の適時かつ的確な伝達体制の整備に寄与する。
メキシコ	2016-2022	メキシコ沿岸部の巨大地震・津波災害の軽減に向けた総合的研究（科学技術協力）	メキシコ側研究機関との協働により、メキシコ南部ゲレロ州沿岸部において、地表や海底に計測機器を設置し、地震のデータを取得、解析することで、将来発生し得る巨大地震・津波の災害シナリオ、ハザードマップ及び避難誘導標識の作成を行う。また、現地の社会・文化的特性に配慮した減災教育プログラムを開発し、その普及を行う。
ホンジュラス	2018-2022	首都圏斜面災害対策管理プロジェクト	テグシガルバ首都圏の①斜面災害現象を解明するための詳細調査・解析、②中小規模の斜面災害対策にかかる設計、施工、施工管理、維持管理、③斜面災害のハザードマップ及びリスクマップの作成、④斜面災害にかかる土地利用規制、にかかる能力強化を行うことにより、斜面災害対策管理能力の向上を図るもの。
チリ	2018-2021	災害リスク削減のためのONEMI組織強化プロジェクト	災害予防・減災対策の推進、災害ナレッジマネジメントシステム構築、地方防災計画の策定等に必要となる能力強化及び防災人材の育成を行うことにより、チリの国家防災機関であるONEMIが「仙台防災枠組」に即した防災の取組を推進していくことに資する。
コロンビア	2015-2021	コロンビアにおける地震・津波・火山災害の軽減技術に関する研究開発プロジェクト（科学技術協力）	地震・津波・火山噴火による災害が多発するコロンビアにおいて、研究機関と防災関係機関の連携を推進し、地震・津波・火山活動のモニタリング、モデリング、被害予測、情報伝達の能力向上を通じた災害被害軽減策の強化を研究・実践する。また、周辺諸国との連携を通じて南米における災害研究の進展に貢献する。
エクアドル	2017-2021	地震と津波に強い街づくりプロジェクト	パイロット3市（アタカメス市、ポルトビエホ市、サリナス市）において、津波避難計画の策定、防災アジェンダの更新、建築制度運用体制の強化を行うことにより、「災害に強い街づくり」に向けた取組みが全国で展開され、地震・津波に対する被害が軽減される。
モーリシャス	2019-2022	気象観測及び予警報能力向上プロジェクト	本事業は、無償資金協力で整備された気象レーダーの活用を念頭に、モーリシャス気象局に対する気象観測及び予警報能力の向上に係る技術協力を通じて、モーリシャスの防災関連機関及び住民への正確で即時性の高い気象情報の提供を図る。
フィリピン	2019-2024	災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ2	地方管区（リージョン）及び地方自治体（州、市、町）において、国家防災体制の技術的なサポートのもと、自然災害による人的及び経済的被害削減のための防災施策立案、実施及びモニタリング体制の整備を支援する。
ブータン	2019-2022	ティンプー川・パロ川流域における災害事前準備・対応のための気象観測予報・洪水警報能力強化プロジェクト	本事業では、ティンプー川・パロ川流域を対象として、国家水文気象センター（NCHM）における気象観測・予報、洪水リスクアセスメント・予警報の能力向上を図るとともに、内務文化省防災局（DDM）や対象流域内の県・市における洪水災害の事前準備や対応の能力強化を図る。
ネパール	2020-2024	カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト	本事業は、ネパールの中央防災機関である国家減災庁（NDRRMA）の災害リスク削減（DRR）に係る行政能力の強化や、カトマンズ盆地内でのDRR事業実施に係る仕組みの整備及び地方政府の防災の主流化推進を支援することにより、同盆地の最大レジリエンスの強化を図り、ひいては防災の事前投資の促進に寄与するもの。

出典：独立行政法人国際協力機構（JICA）

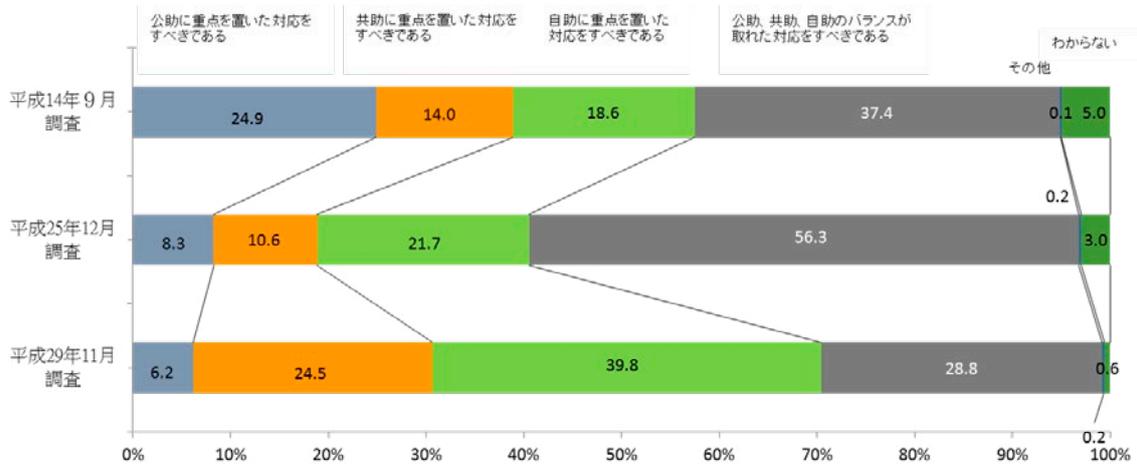
10. その他

附属資料56 地震保険の契約件数等の推移



出典：損害保険料率算出機構資料より内閣府作成

附属資料57 自助、共助、公助の対策に関する意識



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」より内閣府作成

使用に当たっての留意事項

- (1)気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2)地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3)震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4)この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5)この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6)この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

附属資料59 特別警報発表基準

■気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)※を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

※噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけている。

出典：気象庁資料

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント !.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

- ❗ **避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。**
 - ❗ **危険な場所から警戒レベル3で（高齢者等は避難）、警戒レベル4で（全員避難※1）です。**
- ※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



- ❗ **警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。**
 - ・警戒レベル5緊急安全確保が出てもまだ避難できていない場合は、命の危険があるため、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、直ちに安全確保をしてください。
 - ・警戒レベル5は災害の発生確認時に限らず、災害が切迫している状況（災害が発生直前又は未確認だが既に発生している可能性が高い状況）においても出される情報です。
 - ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。
- ❗ **警戒レベル4は避難指示に一本化されました。**
 - ・避難のタイミングを明確にするため、これまでの警戒レベル4避難勧告と避難指示（緊急）は「避難指示」に一本化され、避難指示はこれまでの避難勧告のタイミングで出されます。
 - ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して出される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。
- ❗ **警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。**
 - ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。
 - ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。
- ❗ **豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。**

【幼稚園教育要領（抄）】

第1章 総 則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。
このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かす、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が開かれようとする。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

第3 教育課程の役割と編成等

4 教育課程の編成上の留意事項

教育課程の編成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (3) 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力的な下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出し力をつける。〕

第2章 ねらい及び内容

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

2 内容

- (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に楽しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 先生や友達と食べることが楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
(1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちはよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
(2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちはよさを調整するようにすること。
(3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。
(4) 健康な心と体を育てるために園庭や遊具の配置などを工夫すること。その際、健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることに留意し、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物の興味や関心をもつたりするなどし、食の大切さに気付く、進んで食べようとする気持ちはよさを育つようにすること。
(5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。
(6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての購えを身に付け、危険な場所や物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにすることも、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、小学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成す編成を図るものとする。
----	---

総則	体育科	特別の教科 道徳
<p>第1 2 (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。</p> <p>第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価等 イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</p> <p>第6 道徳教育に関する配慮事項 道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。</p>	<p>(第5学年及び第6学年) A 体づくり運動 (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に気を配ったりすること。 ※「B 器械運動」、「C 陸上運動」、「D 水泳運動」、「E ボール運動」、「F 表現運動」及び第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年の同領域においても同様に記載。 D 水泳運動 水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。 ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。 G 保健 (2) けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。 (ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。 (イ) けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。 イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。</p> <p style="text-align: center;">家庭科</p> <p>(第5学年及び第6学年) B 衣食住の生活 次の(1)から(6)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (2) 調理の基礎 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及び加熱調理器具の安全な取扱いについて理解し、適切に使用できること。 (6) 快適な住まい方 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 住まいの整理・整頓や清掃の仕方を理解し、適切にできること。 イ 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方を考え、快適な住まい方を工夫すること。</p> <p>第3 3 (1) 施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、熱源や用具、機械などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底すること。 (2) 服装を整え、衛生に留意して用具の手入れや保管を適切に行うこと。 (3) 調理に用いる食品については、生の魚や肉は扱わないなど、安全・衛生に留意すること。また、食物アレルギーについても配慮すること。</p> <p style="text-align: center;">特別活動</p> <p>(学級活動) (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。 (学校行事) (3) 健康安全・体育の行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。</p>	<p>(第1学年及び第2学年) A 主として自分自身に関すること [節度、節制] 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。こと。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。 (第3学年及び第4学年) A 主として自分自身に関すること [節度、節制] 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。こと。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。 (第5学年及び第6学年) A 主として自分自身に関すること [節度、節制] 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生命が多くての生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。</p> <p style="text-align: center;">総合的な学習の時間</p> <p>3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。</p>

要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

ることに向けた諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の

理科	社会科
<p>(第4学年)</p> <p>B 生命・地球</p> <p>(3) 雨水の行方と地面の様子 雨水の行方と地面の様子について、流れ方やしみ込み方に着目して、それらと地面の傾きや土の粒の大きさを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。 イ 雨水の行方と地面の様子について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさととの関係について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。</p> <p>(第5学年)</p> <p>B 生命・地球</p> <p>(3) 流れる水の働きと土地の変化 流れる水の働きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。 [※自然災害についても触れること。] イ 流れる水の働きについて追究する中で、流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。</p> <p>(4) 天気の変化 天気の変化の仕方について、雲の様子を観測したり、映像などの気象情報を活用したりする中で、雲の量や動きに着目して、それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。 [※台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。] イ 天気の変化の仕方について追究する中で、天気の変化の仕方と雲の量や動きとの関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。</p> <p>(第6学年)</p> <p>B 生命・地球</p> <p>(4) 土地のつくりと変化 土地のつくりと変化について、土地やその中に含まれる物に着目して、土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。 [※自然災害についても触れること。] イ 土地のつくりと変化について追究する中で、土地のつくりやでき方について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p> <p>第3 2</p> <p>(4) 天気、川、土地などの指導に当たっては、災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。</p>	<p>(第3学年)</p> <p>(3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 消防署や警察署などの関係機関は、地域の安全を守るために、相互に連携して緊急時に対処する体制をとっていることや、関係機関が地域の人々と協力して火災や事故などの防止に努めていることを理解すること。 [※火災と事故はいずれも取り上げること。その際、どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫をすること。] (7) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、まとめること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現すること。 [※社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。]</p> <p>(第4学年)</p> <p>(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 飲料水、電気、ガスを供給する事業は、安全で安定的に供給できるよう進められていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。 (3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。 [※地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げること。「関係機関」については、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。] (7) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、まとめること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。 [※地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。]</p> <p>(第5学年)</p> <p>(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。 [※地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などを取り上げること。] イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 災害の種類や発生位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。</p> <p>(第6学年)</p> <p>3</p> <p>(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 ウ アの(イ)の「国や地方公共団体の政治」については、社会保障、自然災害からの復旧や復興、地域の開発や活性化などの取組の中から選択して取り上げること。</p>
生活科	図画工作科
<p>(第1学年及び第2学年)</p> <p>(学校、家庭及び地域の生活に関する内容)</p> <p>(1) 学校生活に関わる活動を通して、学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ、学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全な登下校をしたりしようとする。</p> <p>(3) 地域に関わる活動を通して、地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ、自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしようとする。</p> <p>(身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容)</p> <p>(4) 公共物や公共施設を利用する活動を通して、それらのよさを感じたり働きを捉えたりすることができ、身の回りにはみんなが使うものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かることと、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用しようとする。</p>	<p>第3 3</p> <p>3 造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する。事前に点検するなどして、事故防止に留意するものとする。</p>

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、中学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主各学校におかれては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成する課程の編成を図るものとする。
----	---

総則	保健体育科
<p>第1</p> <p>2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。</p> <p>(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。</p> <p>第5 学校運営上の留意事項</p> <p>1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等</p> <p>イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</p> <p>第6 道徳教育に関する配慮事項</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。</p>	<p>(体育分野 第1学年及び第2学年)</p> <p>2 内容</p> <p>A 体づくり運動</p> <p>(3) 体づくり運動に積極的に取り組むとともに、仲間の学習を援助しようとする、一人一人の違いに応じた動きなどを認めようとする、話し合いに参加しようとするなどや、健康・安全に気を配ること。</p> <p>〔※「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」、「E球技」、「F武道」、「Gダンス」においても同様に記載。〕</p> <p>また、第3学年の同領域においては、「健康・安全を確保すること」と記載。</p> <p>H 体育理論</p> <p>(2) 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について理解すること。</p> <p>(ウ) 運動やスポーツを行う際は、その特性や目的、発達の段階や体調などを踏まえて運動を選ぶなど、健康・安全に留意する必要があること。</p> <p>イ 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について、自己の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝えること。</p> <p>ウ 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方についての学習に積極的に取り組むこと。</p> <p>(内容の取扱い)</p> <p>エ 「D水泳」の(1)の運動については、(略)。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができる。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。</p> <p>カ 「F武道」については、(略)。また、武道場などの確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全を十分に確保すること。</p> <p>(3) 内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域及び運動の選択並びにその指導に当たっては、(略)。また、第3学年の領域の選択に当たっては、安全を十分に確保した上で、生徒が自由に選択して履修することができるよう配慮すること。その際、(略)。</p> <p>(5) 集合、整頓、列の増減、方向変換などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については、内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。</p> <p>(保健分野)</p> <p>(3) 傷害の防止について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。</p> <p>(7) 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること。</p> <p>(イ) 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。</p> <p>(ウ) 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。</p> <p>(1) 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができる。また、心肺蘇生法などを行うこと。</p> <p>〔※包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。〕</p> <p>イ 傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。</p>
	特別の教科 道徳
	<p>第2</p> <p>A 主として自分自身に関すること</p> <p>[節度、節制]</p> <p>望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。</p> <p>D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること</p> <p>[生命の尊さ]</p> <p>生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。</p>

要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

ることに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育

社会科	理科
<p>(地理的分野) C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 ※地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。 場所などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。 (4) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的な技能を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域調査において、対象となる場所の特徴などに着目して、適切な主題や調査、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現すること。 (2) 日本の地域的特色と地域区分 次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境 ② 人口 ③ 資源・エネルギーと産業 ④ 交通・通信 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) ①から④までの項目について、それぞれの地域区分を、地域の共通点や差異、分布などに着目して、多面的・多角的に考察し、表現すること。 (4) 日本の地域的特色を、①から④までの項目に基づく地域区分などに着目して、それらを関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。 (3) 日本の諸地域 次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境を中核とした考察の仕方 ② 人口や都市・村落を中核とした考察の仕方 ③ 産業を中核とした考察の仕方 ④ 交通や通信を中核とした考察の仕方 ⑤ その他の事象を中核とした考察の仕方 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 幾つかに区分した日本のそれぞれの地域について、その地域的特色や地域の課題を理解すること。 (4) ①から⑤までの考察の仕方を取り上げた特色ある事象と、それに関連する他の事象や、そこで生ずる課題を理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 日本の諸地域において、それぞれ①から⑤までで扱う中核となる事象の成立条件を、地域の広がりや地域内の結び付き、人々の対応などに着目して、他の事象やそこで生ずる課題と有機的に関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。 (4) 地域の在り方 ※取り上げる地域や課題については、各学校において具体的に地域の在り方を考察できるような、適切な規模の地域や適切な課題を取り上げること。 空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。 (4) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。 3 (1) 内容のA、B及びCについては、この順序で取り扱うものとし、既習の学習成果を生かすこと。 (5) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>(第2分野) (2) 大地の成り立ちと変化 ア 大地の成り立ちと変化を地表に見られる様々な事象・現象と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 ⑦ 身近な地形や地層、岩石の観察 身近な地形や地層、岩石などの観察を通して、土地の成り立ちや広がり、構成物などについて理解するとともに、観察器具の操作、記録の仕方などの技能を身に付けること。 (4) 地層の重なりと過去の様子 ⑦ 地層の重なりと過去の様子 地層の様子やその構成物などから地層の成り立ちを考察し、重なり方や広がり方についての規則性を見いだして理解するとともに、地層とその中の化石を手掛かりとして過去の環境と地質年代を推定できることを理解すること。 (9) 火山と地震 ⑦ 火山活動と火成岩 火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けて理解するとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けて理解すること。 ※「火山」については、粘性と関係付けながら代表的な火山を扱うこと。「マグマの性質」については、粘性を扱うこと。「火山岩」及び「深成岩」については、代表的な岩石を扱うこと。また、代表的な造岩鉱物も扱うこと。 ④ 地震の伝わり方と地球内部の動き 地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の動きと関連付けて理解し、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。 ※地震の現象面を中心に扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の動き」については、日本付近のプレートの動きを中心に扱い、地球規模でのプレートの動きにも触れること。その際、津波発生時の仕組みについても触れること。 (1) 自然の恵みと火山災害・地震災害 ⑦ 自然の恵みと火山災害・地震災害 自然がもたらす恵み及び火山災害と地震災害について調べ、これらを火山活動や地震発生の仕組みと関連付けて理解すること。 ※「火山災害と地震災害」については、記録や資料などを用いて調べること。 イ 大地の成り立ちと変化について、問題を見いだし見直しをもって観察、実験などを行い、地層の重なり方や広がり方の規則性、地下のマグマの性質と火山の形との関係性などを見いだして表現すること。 (4) 気象とその変化 ア 気象要素と天気の変化との関係に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 気象観測 ⑦ 気象要素 気象要素として、気温、湿度、気圧、風向などを理解すること。また、気圧を取り上げ、圧力についての実験を行い、圧力の大きさや面積に関係があることを見いだして理解するとともに、大気圧の実験を行い、その結果を空気の重さと関連付けて理解すること。 ④ 気象観測 校庭などで気象観測を継続的にを行い、その観測記録などに基づいて、気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見いだして理解するとともに、観測方法や記録の仕方を身に付けること。 (4) 天気の変化 ⑦ 霧や雲の発生 霧や雲の発生についての観察、実験を行い、その成り立ちを気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見いだして理解すること。 ④ 前線の通過と天気の変化 前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けて理解すること。 (9) 日本の気象 ⑦ 日本の気象の特徴 天気図や気象衛星画像などから、日本の気象の特徴を気団と関連付けて理解すること。 ④ 大気の動きと海洋の影響 気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響と関連付けて理解すること。 (1) 自然の恵みと気象災害 ⑦ 自然の恵みと気象災害 気象現象がもたらす恵みと気象災害について調べ、これらを天</p>

[自然愛護]
自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。

総合的な学習の時間

第2
3

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。

特別活動

(学級活動)

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

(学校行事)

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

(技術分野)

A 材料と加工の技術

(2) 生活や社会における問題を、材料と加工の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付ける
ア 製作に必要な図をかき、安全・適切な製作や検査・点検等ができること。

B 生物育成の技術

(2) 生活や社会における問題を、生物育成の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付ける
ア 安全・適切な栽培又は飼育、検査等ができること。

C エネルギー変換の技術

(2) 生活や社会における問題を、エネルギー変換の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付ける
ア 安全・適切な製作、実装、点検及び調整等ができること。

[※各内容における(1)については、次のとおり取り扱うものとする。
イ イでは、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性などに着目し、技術が最適化されてきたこと

[※各内容における(2)及び内容の「D情報の技術」の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。
エ 製作・制作・育成場面で使用する工具・機器や材料等については、図画工作科等の学習経験を踏

(家庭分野)

B 衣食住の生活

次の(1)から(7)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、

(3) 日常食の調理と地域の食文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(イ) 食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理について理解し、適切にできること。

(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作

ア 製作する物に適した材料や縫い方について理解し、用具を安全に取り扱い、製作が適切にできること

(6) 住居の機能と安全な住まい方

ア 次のような知識を身に付けること。

(イ) 家庭内の事故の防ぎ方など家族の安全を考えた住空間の整え方について理解すること。

イ 家族の安全を考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。

[※内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うものとする。

ク (6)のアについては、簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。また、ア及びイについては、いても扱うこと。

第3

3 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用家庭分野においては、幼児や高齢者と関わるなど校外での学習について、事故の防止策及び事故発生ものとする。

(7) 地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。

(イ) 様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、課題の追究に当たり、例えば、防災に関わり危険を予測したり、人口の偏在に関わり人口動態を推測したりする際には、縮尺の大きな地図や統計その他の資料を含む地理空間情報を適切に取り扱い、その活用の技能を高めるようにすること。

ウ (3) については、次のとおり取り扱うものとする。

(ウ) 地域の考察に当たっては、そこに暮らす人々の生活・文化、地域の伝統や歴史的な背景、地域の持続可能な社会づくりを踏まえた視点に留意すること。

(公民的分野)

A 私たちと現代社会

(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色

位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られることについて理解すること。

※「情報化」については、人工知能の急速な進化などによる産業や社会の構造的な変化などと関連付けたり、災害時における防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げたりすること。

B 私たちと経済

(2) 国民の生活と政府の役割

対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。

D 私たちと国際社会の諸課題

(1) 世界平和と人類の福祉の増大

対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(イ) 日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

技術・家庭科

気の変化や日本の気象と関連付けて理解すること。

※「気象災害」については、記録や資料などを用いて調べること。

イ 気象とその変化について、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、天気の変化や日本の気象についての規則性や関係性を見いだして表現すること。

(7) 自然と人間

自然環境を調べる観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 生物と環境

② 地域の自然災害

地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。

イ 身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。

※地域の自然災害を調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。

第3

3 観察、実験、野外観察の指導に当たっては、特に事故防止に十分留意するとともに、使用製品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮するものとする。

美術科

第3

3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

ことができるよう指導する。

とができるよう指導する。

けることができるよう指導する。

製品やシステムの安全な使用についても扱うものとする。]

とに気付かせること。]

まえるとともに、安全や健康に十分に配慮して選択すること。]

住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

と。

内容の「A家族・家庭生活」の(2)及び(3)との関連を図ること。さらに、アの(イ)及びイについては、自然災害に備えた住空間の整え方につ

具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。(略)

時の対応策等を綿密に計画するとともに、相手に対する配慮にも十分留意するものとする。また、調理実習については、食物アレルギーにも配慮する

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、高等学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、掲載したものです。

「高等学校学習指導要領（抄）」

第1章 総則

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図ること。特に、学校における食育の推進並びに体力向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間をもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

第7款 道徳教育に関する配慮事項

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるように留意すること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2款 各科目

第1 地理総合

2 内容
C 持続可能な地域づくりと私たち

(1) 自然環境と防災
ア 自然環境との相互依存関係や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 我が国をはじめ世界で見られる自然災害や生徒の生活圏で見られる自然災害を基に、地域の自然環境の特色と自然災害への備えや対応の関わりとともに、自然災害の規模や頻度、地域性を踏まえた備えや対応の重要性などについて理解すること。

(4) 様々な自然災害に対応したハザードマップや新旧地形図をはじめとする各種の地理情報について、その情報を収集し、読み取り、まとめる地理的技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) 地域性を踏まえた防災について、自然及び社会的条件との関わり、地域の共通点や差異、持続可能な地域づくりなどに着目して、主題を設定し、自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し、表現すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとすること。

ウ 内容のCについては、次のとおり取り扱うこと。

(7) (1)については、次のとおり取り扱うこと。

日本は変化に富んだ地形や気候をもち、様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを、具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

「我が国をはじめ世界で見られる自然災害」及び「生徒の生活圏で見られる自然災害」については、それぞれ地震災害や津波災害、風水害、火山災害などの中から、適切な事例を取り上げる。

第2 地理探究

2 内容

A 現代世界の系統地理的考察

(1) 自然環境

場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(7) 地形、気候、生態系などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、地球環境問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
(7) 地形、気候、生態系などに関わる諸事象について、場所の特徴や自然及び社会的条件との関わりなどに着目して、主題を設定し、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、関連する地球的課題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し、表現すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとすること。
分析、考察の過程を重視し、現代世界を系統地理的に捉える視点や考察方法が身に付くよう工夫すること。

(7) (1)については、次のとおり取り扱うこと。
ここで取り上げる自然環境については、「地理総合」の内容のCの(1)の自然環境と防災における学習を踏まえた取扱いに留意すること。

第3節 公民

第2款 各科目

第1 公 共

2 内 容

B 自 立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(エ) 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

カ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとすること。
(キ) アの(エ)については、(7)から(ウ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い、情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して、情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導すること。その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。

第3 政治・経済

2 内 容

A 現代日本における政治・経済の諸課題

(2) 現代日本における政治・経済の諸課題の探究
社会的な見方・考え方を総合的に働かせ、他者と協働して持続可能な社会の形成が求められる現代日本社会の諸課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、地域社会の自立と政府、多様な働き方・生き方を可能にする社会、産業構造の変化と起業、歳入・

歳出両面での財政健全化、食料の安定供給の確保と持続可能な農業構造の実現、防災と安全・安心な社会の実現などについて、取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察、構想し、よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明、論述すること。

第5節 理科

第2款 各科目

第1 科学と人間生活

2 内 容

(2) 人間生活の中の科学

身近な自然の事象・現象及び日常生活や社会の中で利用されている科学技術を取り上げ、それらについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 光や熱の科学、物質の科学、生命の科学、宇宙や地球の科学と人間生活との関わりについて認識を深めるとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(エ) 宇宙や地球の科学

① 自然景観と自然災害

自然景観と自然災害に関する観察、実験などを行い、身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、人間生活と関連付けて理解すること。

イ 光や熱の科学、物質の科学、生命の科学、宇宙や地球の科学について、問題をいっだし見直しをもって観察、実験などを行い、人間生活と関連付けて、科学的に考察し表現すること。

3 内容の取扱い

(エ) ①については、地域の自然景観とその変化、自然災害を地域の地質や地形、気候などの特性や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて扱うこと。「身近な自然景観の成り立ち」については、身近な地域の自然景観が長い時間の中で変化してできたことを扱うこと。「自然災害」については、流水の作用や土石流などの作用、地震や火山活動によって発生する災害を扱うこと。また、防災にも触れること。

第8 地学基礎

2 内 容

(1) 地球のすがた

地球のすがたについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 地球のすがたについて、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(4) 活動する地球

① 火山活動と地震

火山活動や地震に関する資料に基づいて、火山活動と地震の発生の仕組みをプレート運動と関連付けて理解すること。

(9) 大気と海洋

⑦ 地球の熱収支

気圧や気温の鉛直方向の変化などについての資料に基づいて、大気の

構造の特徴を見いだして理解するとともに、太陽放射の受熱量と地球放射の放熱量が釣り合っていることを理解すること。

イ 地球のすがたについて、観察、実験などを通して探究し、惑星としての地球、活動する地球、大気と海洋について、規則性や関係性を見いだして表現すること。

(2) 変動する地球
変動する地球についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 変動する地球について、宇宙や太陽系の誕生から今までの一連の時間の中で捉えながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関与する技能を身に付けること。また、自然環境の保全の重要性について認識すること。

(1) 地球の環境

④ 日本の自然環境
日本の自然環境を理解し、それらがもたらす恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて認識すること。

イ 変動する地球について、観察、実験などを通して探究し、地球の変遷、地球の環境について、規則性や関係性を見いだして表現すること。

3 内容の取扱い

内容の(1)のアの(1)の④の「火山活動」については、プレートの発散境界と収束境界における火山活動を扱い、ホットスポットにおける火山活動にも触れること。また、多様な火成岩の成因をマグマと関連付けて扱うこと。「地震の発生の仕組み」については、プレートと収束境界における地震を中心に扱い、プレート内地震についても触れること。(ウ)の⑦については、温室効果にも触れること。また、「大気の構造」については、大気中で見られる現象にも触れること。内容の(2)のアの(1)の④の「恩恵や災害」については、日本に見られる気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

第9 地学

2 内容

(2) 地球の活動と歴史

(7) 地球の活動

④ 地震と地殻変動

世界の震源分布についての資料に基づいて、プレート境界における地震活動の特徴をプレート運動と関連付けて理解するとともに、それに伴う地殻変動などについて理解すること。

⑦ 火成活動

高弧-海溝系における火成活動の特徴を、マグマの発生と分化及びび火成岩の形成と関連付けて理解すること。

(1) 地球の歴史

⑦ 地表面の変化

風化、侵食、運搬及び堆積の諸作用による地形の形成について、身近な地形と関連付けて理解すること。

イ 地球の活動と歴史について、観察、実験などを通して探究し、地球の活動の特徴と歴史の概要を見いだして表現すること。

(3) 地球の大気と海洋

地球の大気と海洋についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 地球の大気と海洋について、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(7) 大気の構造と運動

④ 大気の運動と気象

大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

(1) 海洋と海水の運動

④ 海水の運動

海水の運動と循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。地球の大気と海洋について、観察、実験などを通して探究し、地球の大気と海洋の構造や運動の規則性や関係性を見いだして表現すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)のアの(7)の④の「地震活動の特徴」については、地震災害にも触れること。「地殻変動」については、活断層と地形との関係にも触れること。⑦の「火成活動の特徴」については、火山災害にも触れること。

(4)の⑦については、段丘、陸上及び海底の堆積物も扱うこと。「地形の形成」については、土砂災害にも触れること。

ウ 内容の(3)のアの(7)の④の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧や低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気の安定と不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

(4)の④の「海水の運動と循環」については、波浪と潮汐も扱うこと。また、高潮災害にも触れること。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

指導計画の作成に当たっては、第2章第5節理科「第1 目標」及び「第2 各科目の目標及び内容」に照らして、各科目の目標や内容ねらいが十分達成できるように次の事項に配慮する。

(7) 観察、実験、野外観察などの指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止に十分留意するとともに、使用薬品などの管理及び廃棄について適切な措置を講ずること。

第6節 保健体育

第2款 各科目

第1 体育 D 水泳

(3) 水泳に主体的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする。役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。(なお、「保健」における応急手当の内容との関連を図ること。)

第2 保健 2 内容

(1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指す活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
イ 現代社会と健康について、課題を発見し、健康や安全に関する原則や概念に着目して解決の方法を思考し判断するとともに、それらを表現すること。

(2) 安全な社会生活について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指す活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 安全な社会生活について理解を深めるとともに、応急手当を適切にすること。

(7) 安全な社会づくり

安全な社会づくりには、環境の整備とそれに応じた個人の取組が必要であること。また、交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備が関わること。交通事故には補償をはじめとした責任が生じること。

(4) 応急手当

適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。

イ 心肺蘇生法などの応急手当を適切に行うこと。
安全な社会生活について、安全に関する原則や概念に着目して危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。

3 内容の取扱い

(5) 内容(2)のアの(7)については、犯罪や自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。また、交通安全については、二輪車や自動車を中心に取り上げるものとする。

(6) 内容(2)のアの(4)については、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、

効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。

第7節 芸術

第2款 各科目

第4 美術I

3 内容の取扱い

(10) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

第5 美術II

3 内容の取扱い

(3) 内容の取扱いに当たっては、「美術I」の3の(3)から(10)までと同様に取り扱うものとする。

第6 美術III

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、「美術I」の3の(3)から(10)まで、「美術II」の3の(1)と同様に扱うものとする。

第7 工芸I

3 内容の取扱い

(9) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

第8 工芸II

3 内容の取扱い

(3) 内容の取扱いに当たっては、「工芸I」の3の(2)から(9)までと同様に扱うものとする。

第9 工芸III

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、「工芸I」の3の(2)から(9)まで、「工芸II」の3の(1)と同様に扱うものとする。

第9節 家庭

第1款 各科目

第1 家庭基礎

2 内容

B 衣食住の生活の自立と設計

次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食生活と健康

イ 食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事を工夫すること。

(2) 衣生活と健康
イ 被服の機能性や快適性について考察し、安全で健康や環境に配慮した被服の管理や目的に応じた着装を工夫すること。

(3) 住生活と住環境
ア ライフスタイルに応じた住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能性について理解し、適切な住居の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

イ 住居の機能性や快適性、住居と地域社会との関わりについて考察し、防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫すること。

C 持続可能な消費生活・環境
次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(3) 持続可能なライフスタイルと環境
イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

第2 家庭総合

2 内容

B 衣食住の生活の科学と文化
次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食生活の科学と文化
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(7) 食生活を取り巻く課題、食の安全と衛生、日本と世界の食文化など、食と人との関わりについて理解すること。

(2) 衣生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(4) ライフスタイルの特徴や課題に着目し、身体特性と被服の機能及び着装について理解するとともに、健康と安全、環境に配慮した自己と家族の衣生活の計画・管理に必要な情報の収集・整理ができること。

(3) 住生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(4) ライフスタイルの特徴や課題に着目し、住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について科学的に理解し、住生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

(7) 家族の生活やライフスタイルに応じた持続可能な住居の計画について理解し、快適で安全な住空間を計画するために必要な情報を収集・整理できること。

イ 主体的に住生活を営むことができるようライフスタイルと住環境に応じた住居の計画、防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくり、日本の住文化の継承・創造について考察し、工夫すること。

C 持続可能な消費生活・環境
次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(3) 持続可能なライフスタイルと環境
イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の安全確保に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第4章 総合的な探究の時間

第2 各学校において定める目標及び内容

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動]

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

[学校行事]

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事
オ 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、特別支援学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、掲載したものです。

【特別支援学校幼稚部教育要領（抄）】

第1章 総則

第3 幼稚部における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

(1) 健康な心と体

幼稚部における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

第4 教育課程の役割と編成等

6 全体的な計画の作成

各学校においては、教育課程と、学校保健計画、学校安全計画などとを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

第7 幼稚部に係る学校運営上の留意事項

3 学校医等との連絡を密にし、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じた保健及び安全に十分留意するものとする。

第2章 ねらい及び内容

健康、人間関係、環境、言葉及び表現

健康、人間関係、環境、言葉及び表現のそれぞれのねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すねらい、内容及び内容の取扱いに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に十分配慮するものとする。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（抄）】

第1章 総則

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図ること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する指導を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する指導を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間

はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第6節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等
(2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意するものとする。

第7節 道徳教育に関する配慮事項

3 小学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

5 中学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

第2章 各教科

第1節 小学部

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔生活〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内容

イ 安全

危険なことや危険な場所等における安全に関わる初歩的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 身の回りの安全に気づき、教師と一緒に安全な生活に取り組みうとすること。

○ 2段階

(2) 内容

イ 安全

遊具や器具の使い方、避難訓練等の基本的な安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7)身近な生活の安全に関心をもち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組もうとすること。

(4)安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。

○ 3段階

(2) 内 容

イ

交通安全や避難訓練等の安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7)日常生活の安全や防災に関心をもち、安全な生活をするよう心がけること。

(4)安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。

【図画工作】

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 造形活動においては、材料や用具の安全な使い方について指導するとともに活動場所を事前に点検するなどして、事故防止について徹底すること。

【体 育】

○ 2段階

(2) 内 容

A

体つくり運動

ウ 簡単なきままりを守り、友達とともに安全に楽しく、基本的な体つくり運動をしようとする。

※「B 器械・器具を使っての運動」、「C 走・跳の運動」、「D 水の中での運動」、「E ボールを使った運動やゲーム」、「F 表現運動」各段階同領域においても同様に記載

G

保健

健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の支援を受けながら、健康な生活に必要な事柄をすること。

イ 健康な生活に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。

○ 3段階

(2) 内 容

A

体つくり運動

ウ きままりを守り、自分から友達と仲よく楽しく基本的な体つくり運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとする。

※「B 器械・器具を使っての運動」、「C 走・跳の運動」、「D 水の中での運動」、「E ボールを使った運動やゲーム」、「F 表現運動」各段階同領域においても同様に記載

G

保健

健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 健康や身体の変化について知り、健康な生活に必要な事柄に関する基本的な知識や技能を身に付けること。

イ 健康な生活に必要な事柄について工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

第2節 中学部

【社 会】

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内 容

ウ

地域の安全

(7)地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

⑦ 地域の安全を守るため、関係機関が地域の人々と協力していることが分かること。

① 地域における災害や事故に対する施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、そこに関わる人々の働きを考え、表現すること。

○ 2段階

(2) 内 容

ウ

地域の安全

(7)地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

⑦ 地域の関係機関や人々は、過去に発生した地域の自然災害や事故に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。

① 過去に発生した地域の自然災害や事故、関係機関の協力などに着目して、危険から人々を守る活動と働きを考え、表現すること。

【理 科】

2 各段階の目標及び内容

○ 2段階

(2) 内 容

B

地球・自然

ア 雨水の行方と地面の様子

(7)次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

⑦ 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。

④ 水のしみ込み方は、土の粒の大きさによって違いがあること。

(4)雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさとの関係について調べの中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験

を基に予想し、表現すること。

イ

天気の変化

(7)次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

⑦ 天気によって1日の気温の変化の仕方に違いがあること。

④ 水は、水面や地面などから蒸発し、水蒸気になって空気中に含まれていくこと。

(4) 天気の様子や水の状態変化と気温や水の行方との関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

〔美術〕

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
ア 「A表現」の指導に当たっては、材料や用具の安全な使い方について指導するとともに、活動場所を事前に点検するなどして、事故防止について徹底すること。

〔保健体育〕

2 各段階の目標及び内容

○1段階

A 体づくり運動

ウ 体はぐし運動や体の動きを高める運動に進んで取り組み、きままりを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

※ 「B 器械運動」、「C 陸上運動」、「D 水泳運動」、「E 球技」、「F 武道」、「G ダンス」各段階同領域においても同様に記載。

H 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な知識及び技能を身に付けること。

イ 自分の健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

○2段階

A 体づくり運動

ウ 体はぐし運動や体の動きを高める運動に積極的に取り組み、きままりを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。

H 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けること。

イ 自分やグループの健康・安全についての課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

〔職業・家庭〕

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(2) 内容

職業分野

A 職業生活

イ 職業

(4) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

④ 作業に当たり安全や衛生について気付き、工夫すること。

○2段階

(2) 内容

職業分野

A 職業生活

イ 職業

(4) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

④ 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考えて、工夫すること。

家庭分野

B 衣食住の生活

オ 快適で安全な住まい方

住まひの整理・整頓や清掃などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 快適な住まい方や、安全について理解し、実践すること。

(4) 季節の変化に合わせた快適な住まい方に気付き、工夫すること。

第5章 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところのものとする。

1 児童又は生徒の障害の状態や発達段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。

2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に際して、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるよう配慮すること。

第6章 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところのものとする。

1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるように必要があること。

2 児童又は生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などとの交流

及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法を適切に定めること。

3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

【特別支援学校高等部学習指導要領（抄）】

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通して適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図ること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、総合的な探究の時間及び自立活動(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動)などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等 教育課程外の活動との連携等
 (2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、体系的な指導が行われるように留意するものとする。

第7款 道徳教育に関する配慮事項

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実す

ること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

第2章 各教科

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容

〔社 会〕

○ 1段階

(2) 内 容

ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

(7) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わるる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ⑦ 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害が国土と国民生活に影響を及ぼすことを理解すること。
- ⑧ 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。

○ 2段階

ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

(7) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わるる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ⑦ 自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。
- ⑧ 国土の環境保全について、自分たちができることなどを考え、表現すること。

3

指導計画の作成と内容の取扱い

(オ) ウについては、我が国の豊かな自然環境が国民生活に多くの恩恵を与えている一方で、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの自然災害と、大気の汚染、水質の汚濁などの公害を取り上げ、自然災害や生活環境に関心をもち、日常生活の中で必要な注意事項を考えることにより、環境保全のためには国民一人一人の協力が必要であることに気付くようすること。

〔理 科〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内 容

B 地 球・自然

ア 流れる水の動きと土地の変化

流れる水の動きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

- ④ 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があります。
- イ 天気の変化
 - (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
 - ⑦ 天気の変化は、雲の量や動きと関係があること。
 - ⑧ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。
- (3) 内容の取扱い
 - ウ (2)の「B地球・自然」のアの「流れる水の動きと土地の変化」の(7)の⑦については、自然災害についても触れること。
 - エ (2)の「B地球・自然」のイの「天気の変化」の(7)の⑧については、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。
- 2段階
 - ア 土地のつくりと変化
 - (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
 - ⑤ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。
- (3) 内容の取扱い
 - ウ (2)の「B地球・自然」のアの「土地のつくりと変化」については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (4) (7)の⑤については、自然災害についても触れること。
- [保健体育]
 - 2 各段階の目標及び内容
 - 1段階
 - (2) 内容
 - イ 健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等を理解するとともに、健康で安全な個人生活を営むための技能を身に付けること。
 - イ 健康・安全に関わる自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。
 - 2段階
 - イ 健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等の理解を深めるとともに、健康で安全な個人生活を営むための目的に応じた技能を身に付けること。
 - イ 健康・安全に関わる自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。
- [家庭]
 - 2 各段階の目標及び内容

- 1段階
 - (2) 内容
 - B 衣食住の生活
 - オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方
 - オ 住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関する学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (1) 家族の安全や快適さを考えた住空間について考え、表現すること。
 - 2段階
 - B 衣食住の生活
 - オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方について考え、工夫すること。
 - (1) 家族の安全や快適さを考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。
- 第4章 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに基づき、次に示すところによるものとする。

 - 1 生徒の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
 - 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に感じ、中学部又は中学校までの学習を踏まえ、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
 - 3 知的障害者である生徒に対しては、安全と保健に留意するとともに、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。
- 第5章 特別活動

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに基づき、次に示すところによるものとする。

 - 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
 - 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
 - 3 知的障害者である生徒に対しては、特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。